

フランスにおける地方の財政自主権と経済危機下の地方税財政改革
—職業税の廃止と地域経済税の創設をめぐる—

松 浦 茂

- ① 2003年3月28日の憲法改正において、フランスは、新設の第72条の2により、地方における財政自主権を憲法上の原則とした。すなわち、法律が定める条件等における、(1)地方自治体の自由な財源使用、(2)課税自主権、(3)自主財源中心原則、(4)地方への権限委譲などの負担を賄う財源移譲、(5)財政調整の制度化、といった原則が定められた。
- ② これらの財政自主権の諸原則が、フランスの地方税財政における近年の大改革であった2010年1月の職業税の廃止においては、どのように作用したのだろうか。
- ③ フランスの職業税は、廃止前には地方税収の最大の割合(3割)を占める基幹税であり、給与を付与されない個人及び法人が職業活動に用いる不動産資産及び償却資産の賃貸価値を課税標準として課税を行う事業課税であった。
- ④ 職業税に対しては、企業投資を抑制するとの観点から批判がなされていた。世界的な経済危機の下、2009年2月にサルコジ大統領(当時)は、「フランスの工場と産業を守る」との強い意向を示し、2010年1月に職業税は廃止された。これに代わる新税としては、地域経済税(CET)が創設された。
- ⑤ CETは、企業不動産税(CFE)と企業付加価値税(CVAE)から構成される。前者(CFE)は従前の職業税の課税標準である不動産部分を引き継ぎ、償却資産を課税標準から外している。税率は従前と同様に、各自治体が一定の制約の下に決定する。後者(CVAE)は、企業が生み出す付加価値を、新たに課税標準とするものとし、税率は全国一律に定められた。職業税の廃止とCETの導入は、企業部門に年間75億~82億ユーロの税負担の軽減をもたらした。新たに導入されたCVAEの税源は、企業活動の付加価値部分であり、職業税の税源である資産価値に比べて地域的な偏在が大きい。
- ⑥ 他方、政府は、経済危機後に増大した財政赤字を抑制するため、2011年から2013年にかけて、一部例外を除いて、地方への移転支出を含む国の歳出の伸びを「凍結」している。限られた財源で自治体間の財政力格差に対応するという趣旨から、財政調整制度の強化が図られている。「垂直的財政調整」(国から地方への交付金による調整)とともに、「水平的財政調整」(地方間での財源配分)が拡充されている。
- ⑦ 職業税をめぐる一連の改革により、財政自主権の原則のうち課税自主権の原則は、全国一律の税率となる企業付加価値税(CVAE)の創設により後退したといえる。また、財政調整の制度化については、厳しい財政状況下において、国の歳出を伴わない水平的財政調整の拡充が図られているが、地方自治体の自由な財源使用の原則との抵触を避けるために、財源に富む自治体からの拠出が「とり過ぎ」にならないよう抑制するなど、慎重に進められている。それでも、財政調整制度全体における水平的財政調整制度の財源が占める割合は、2012年の1割から、2015年には2割程度に達する見込みである。

フランスにおける地方の財政自主権と経済危機下の地方税財政改革 —職業税の廃止と地域経済税の創設をめぐる—

財政金融課 松浦 茂

目 次

はじめに

I フランスの地方税財政の現状

- 1 地方自治の概況
- 2 地方税財政の概況
- 3 地方分権の進展に伴う権限委譲と税源移譲

II 近年の地方税財政改革の動き

- 1 国から地方への支出の抑制
- 2 2010 年予算法による職業税の改革
- 3 財政調整制度の強化
- 4 職業税改革の影響

おわりに

はじめに

フランスでは、経済危機に伴う厳しい財政制約と、国に活力を与えるための地方税制改革の下で、地方間の財政力格差是正にどう対処するか等、地方税財政の根源的な論点を問う新たな動きがみられる。

2003年3月28日の憲法改正において、フランスは、その組織を分権化することを宣言するとともに（第1条）、地方分権に当たっての財政自主権を憲法上の原則とした。すなわち、新設された第72条の2により、法律が定める条件等における、①地方自治体の自由な財源使用、②課税標準と税率の決定に関する課税自主権、③税収等の自主財源が自治体各階層の財源において主要部分を占めるとする自主財源中心原則、④地方への権限委譲などの負担を賄う財源移譲、⑤地方自治体間の平等を促すための財政調整の制度化、といった原則が定められた。

本稿では、これらの財政自主権の諸原則が、フランスの地方税財政における近年の大改革であった2010年1月の職業税（taxe professionnelle）の廃止をめぐる一連の制度改正において、どのように作用してきたか考察を試みたい。

フランスの職業税は、廃止前には地方税収の最大の割合（3割）を占める基幹税であり、給与を付与されない個人及び法人が職業活動に用いる不動産資産及び償却資産の賃貸価値を課税標準とする事業課税であった。

職業税に対しては、企業活動の基礎となる固定資産（設備等）に係る課税であり、企業投資を抑制するとの観点から批判がなされていた。世界的な経済危機の下、2009年2月にニコラ・サルコジ大統領（Nicolas Sarkozy 在任2007～2012年）は、「フランスの工場と産業を守る」

との強い意向を示し、2010年からの職業税廃止を宣言した。

職業税に代わって導入されたのが、地域経済税（contribution économique territoriale : CET）である。CETは、企業不動産税（cotisation foncière des entreprises : CFE）と企業付加価値税（cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises : CVAE）から構成される。前者（CFE）は従前の職業税の課税標準である不動産部分を引き継ぎ、償却資産を課税標準から外している。後者（CVAE）は、企業が生み出す付加価値を、新たに課税標準とするものである。

職業税の廃止とCETの導入は、企業部門に年間75億～82億ユーロの税負担の軽減をもたらした。一方で、新たに導入されたCVAEの税源は、企業活動の付加価値部分であり、職業税の税源である資産価値に比べて地域的な偏在が大きい。このため、各自治体の改革前後の収入を不変に保つ仕組みが設けられた。この仕組みにより、税源の偏在の影響は改革直後には表面化しないものの⁽¹⁾、今後自治体間で税収の成長に格差が生ずることが予測されている。

他方、政府は、経済危機後に増大した財政赤字を抑制するため、2011年から2013年にかけて、一部例外を除いて、地方への移転支出を含む国の歳出の伸びを「凍結」する措置をとっている。そのため、限られた財源で地方財政をやりくりしながら、自治体間の財政力格差に対応するという趣旨から、財政調整制度の強化が図られている。「垂直的財政調整」（国から地方への交付金による調整）に関しては、最大の交付金である「経常総合交付金」（DGF）に占める財政調整部分の割合が高められている。また、従前は一部地域でしか実施されていなかった「水平的財政調整」（地方間での財源配分）が2011年以降、全国的に実施されるようになった。これまでフランスの財政調整制度は、垂直的財政調

(1) 改革後の自治体の減収を補償するため、国から交付金が交付されるほか、改革後に増収となるパリ県やパリ周辺のイル・ド・フランス州等の自治体から、当該増収分が拠出されている。II -2-(7)参照。

整が中心であり、水平的財政調整の規模は改革後も依然として小さいが、その拡充の方向性は注目されている。

本稿では、Iでフランスの地方税財政の現状を概観した上で、IIで職業税の廃止を中心とする近年のフランス地方税財政改革の概況を記述する。その上で、フランス憲法における財政自主権の原則が、今回の職業税改革においてどのように作用したのか、整理を行う。

I フランスの地方税財政の現状

1 地方自治の概況

1789年の大革命以後、長らくフランスでは、中央集権的な国家体制が続いていた。地方分権が本格的に進展したのは、1980年代以降のことである（I-3-(1)参照）。

フランスは、26の州（région）、101の県

（département）、そして市町村に相当する36,786のコミューン（commune）の3層の地方政府を有する単一制国家である。

基礎的自治体であるコミューンの数は36,000以上と、日本の市町村数（2012年10月現在で1,719）に比べると非常に多い⁽²⁾。パリのような大都会から零細な村レベルの自治体まで混在している。その業務は、戸籍、選挙管理、市警察といった一般行政・治安分野から、幼稚園や小学校の運営（教員雇用を除く）などの教育、文化、スポーツ、都市整備など極めて広範囲にわたる（表1）。効率化の観点から、コミューン連合の形成が進展しており、2012年1月現在、その数は2,581に上る。コミューン連合の歳出は、1994年から2010年にかけて5倍以上に増えており、地方全体の歳出の17%を占める。コミューン連合は、家庭ごみ収集や施設整備などコミューンが担う数多くの業務を行っている⁽³⁾。2012年1月1日

表1 コミューン、県、州の歳出の内訳

（金額単位：億ユーロ）

| コミューン （人口3万人以上） | 2010年決算 | | 県 | 2012年予算 | | 州 | 2012年予算 | |
|------------------------|----------------|--------|---------------------------|------------|----------------|----------|---------|---------------|
| | 金額 | 割合 | | 金額 | 割合 | | 金額 | 割合 |
| 一般行政 | 89 | 23.7% | 一般行政 | 56 | 7.8% | 一般行政 | 25 | 8.6% |
| 治安、衛生 | 12 | 3.1% | 治安 | 28 | 3.8% | 職業教育、研修 | 54 | 18.7% |
| 教育（小学校等） | 46 | 12.2% | 教育（中学校等） | 57 | 7.9% | 教育（高校等） | 66 | 22.8% |
| 文化、スポーツ等 | 64 | 17.0% | 文化、スポーツ等 | 22 | 3.1% | 文化、スポーツ等 | 12 | 4.2% |
| 社会、健康、家庭 | 41 | 10.9% | 社会福祉、予防医学 うちRSA・APA（注） | 365 149 | 50.3% 20.6% | 社会福祉、健康 | 2 | 0.6% |
| 住宅 | 6 | 1.5% | 道路、インフラ | 69 | 9.5% | 国土整備 | 15 | 5.3% |
| 都市整備、環境等 （ごみ処理、緑地等） | 86 | 23.0% | 施設整備、環境 運輸 | 28 40 | 3.8% 5.5% | 環境 運輸 | 7 65 | 2.3% 22.4% |
| 経済 | 5 | 1.4% | 経済 | 17 | 2.4% | 経済 | 23 | 8.1% |
| その他 | 28 | 7.3% | 債務返済、その他 | 43 | 5.9% | 債務返済、その他 | 20 | 7.0% |
| 計 （全コミューン部門合計） | 375 (1,180) | 100.0% | 計 | 726 | 100.0% | 計 | 290 | 100.0% |

（注）RSAは活動的連帯所得手当（最低所得保障制度の一種）、APAは個別自立手当（高齢者介護のための制度）の略称。

（出典）Observatoire des finances locales, *Les finances des collectivités locales en 2012*, pp.56, 64, 66, 67. より筆者作成。

(2) フランス及び日本の自治体の数は次の資料による。Direction générale des collectivités locales, "Collectivités locales en chiffres 2012," 2012.4, p.18. <http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/workspaces/members/desl/documents/clench/2012/les_collectivites_lo6345/downloadFile/file/Publication_globale.pdf?nocache=133492682666> ; 総務省「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」<<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>>（本稿におけるインターネット情報は、いずれも2012年11月1日に確認したものである。）

(3) Conseil des prélèvements obligatoires, *La fiscalité locale*, 2010, p.105. <http://www.google.co.jp/url?q=http://www.ccomptes.fr/content/download/41805/678286/version/1/file/Rapport-fiscalite-locale-conseil-des-prelevements-obligatoires.pdf&sa=U&ei=-5h8UMb_OYjzmAXbnYHAAg&ved=0CBUQFjAA&usq=AFQjCNERpsNeEyF-3BoE4_vzYzChVAUWpg> 直近の数字は次の資料より補った。Observatoire des finances locales, *Les finances des collectivités locales en 2012*, p.53. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/124000344/0000.pdf>>

現在で、コミューン数の約 95%、フランスの人口の約 90% にまで、コミューン連合が広がっている⁽⁴⁾。2010 年 12 月 16 日法律により、2013 年 6 月 1 日までに、パリなど一部のコミューンを除き、全てのコミューンがコミューン連合に属することが予定されている⁽⁵⁾。

県はフランス革命時に創設され、かつては国から派遣された知事 (préfet) が執行権を有していたが、地方分権初期の改革により、1982 年以降、議会の議長 (président) が行政を統括している。県の役割は、地方分権が進むにつれ増大しており、特に福祉・社会分野においてその傾向が著しい。

州は経済政策、国土整備などの権限を有する広域自治体で、1982 年の法改正により新たに地方自治体となったものである (州議会設置は 1986 年)。2003 年の憲法改正により、コミューン、県と並び、憲法上の地位を得ており、近年では分権化の影響を受けて、職業教育、研修、教育 (高校等) といった分野が、予算で大きな割合を占めるようになってきている。

2 地方税財政の概況

(1) 地方の財政規模と歳入の主な内訳

フランスの地方自治体の歳出は、2,192 億ユーロ (2011 年) で GDP のほぼ 1 割にあたる。歳入は 2,216 億ユーロで、そのうち 5 割に当たる 1,107 億ユーロを税収で賄っている。残余のうち主な内訳は、国からの最大の交付金である「経常総合交付金 (DGF)」410 億ユーロ (歳入の 19%)、投資的交付金・補助金 148 億ユーロ (同 7%)、借入れ 158 億ユーロ (同 7%) などである (図 1)。

(2) 国と地方の税収構成比及び歳出構成比

フランスの国と地方の税収比は、71 : 29 で

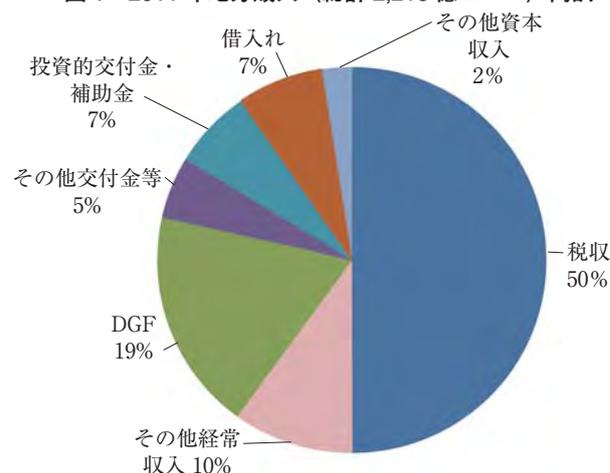
ある (2009 年、表 2)。国税の主な税目は、所得税、法人税、付加価値税などである。一方、地方税の主な税目は、住居税 (2011 年の地方税収の 17%)、既建築不動産税 (同 24%)、未建築不動産税 (同 1%)、新税である地域経済税 (CET) (同 19%) の「4 税」であり、税収のほぼ 6 割を占める。4 税のうち CET 以外は、不動産の賃貸価値 (当該不動産の標準的な賃貸料に応じて税務当局が決定) を課税標準とする資産課税であり、CET にも一部、不動産賃貸価値の課税標準が含まれている。

国と地方の歳出構成比は、63 : 37 である (2010 年)。単一制国家としては、日本ほど地方歳出の割合が高くはないが、イギリスに比べると地方歳出の割合が高くなっている。

(3) 主要 4 税の概略

住居税は住居占有者に課せられ、既建築不動産税は土地・建築物の所有者に、未建築不動産税は建物が建てられていない不動産の所有者に課せられる税である。以上の 3 つの税は、不動産賃貸価値の全て又は一部⁽⁶⁾を課税標準とす

図 1 2011 年地方歳入 (総計 2,216 億ユーロ) 内訳



(出典) Observatoire des finances locales, *Les finances des collectivités locales en 2012*, p.58. より筆者作成。

(4) Observatoire des finances locales, *op.cit.*(3), p.113.

(5) 植村哲ほか「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向⁽¹²⁾」『地方自治』762号, 2011.5, pp.26-29.

(6) 既建築不動産税は不動産賃貸価値の 5 割、未建築不動産税は同価値の 8 割が課税標準となる。

表 2 主要国における国と地方の税収構成比及び歳出構成比

| | イギリス (単一制) | フランス (単一制) | 日本 (単一制) | アメリカ (連邦制) | ドイツ (連邦制) |
|--------------|------------|------------|----------|------------|-----------|
| 年 (度) | 2009 年 | 2009 年 | 2010 年度 | 2009 年 | 2009 年 |
| 税収構成比 国 : 地方 | 93 : 7 | 71 : 29 | 56 : 44 | 48 : 52 | 52 : 48 |
| 年 (度) | 2010 年 | 2010 年 | 2010 年度 | 2010 年 | 2010 年 |
| 歳出構成比 国 : 地方 | 72 : 28 | 63 : 37 | 42 : 58 | 54 : 46 | 45 : 55 |

(注)「地方」は州を含む。

(出典) OECD, *Revenue Statistics 1965-2010*, pp.274, 275, 297, 298; “OECD National Accounts” (OECD iLibrary より 2012 年 10 月 11 日ダウンロード); 内閣府「2010 年度国民経済計算確報」<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/h22_kaku_top.html>; “OECD Fiscal Decentralisation Database.” <<http://www.oecd.org/ctp/fiscalfederalismnetwork/oecdifscaldecentralisationdatabase.htm>> より筆者作成。

る。また、地域経済税 (CET) は、事業者に対して課せられる税であり、不動産賃貸価値と企業付加価値の 2 種類の課税標準を有する。

主要 4 税の地方各階層間の配分は、2011 年以降、コミューン連合及びコミューン (以下「コミューン部門」) には 4 税全て、県には既建築不動産税と CET、州には CET が割り当てられる (II-2-(4)表 11 参照)。コミューン部門、県、州の主要地方税収の配分比は 67:27:6 となっている。地方政府は、一定の制約の下で地方税の税率設定権を有するが、税目は国が法律で定める。

(4) 財政自主権と交付金・補助金、財政調整制度

(i) 財政自主権に関する規定

2003 年 3 月 28 日の憲法改正では、財政自主権に関して、第 72 条の 2 として、次の規定が新設された。

第 72 条の 2 地方自治体は、法律が定める条件により、自由に使用しうる財源を享受する。

- ② 地方自治体は、あらゆる性質の租税収入の全部又は一部を受け取ることができる。法律により、当該法律が定める範囲内において、地方自治体が課税標準及び税率を定めることを、認めることができる。
- ③ 地方自治体の税収その他の自主財源は、地方自治体の各階層において、その財源全体の決定的な割合を占めるものとする。組

織法律により、この規定を適用する要件を定める。

- ④ 全ての国と地方自治体間の権限の委譲は、その権限の行使に充てていた財源と同等の財源の付与を伴う。地方自治体の支出を増加させるあらゆる権限の創設又は拡張は、法律が定める財源を伴う。
- ⑤ 法律により、地方自治体間の平等を促すための財政調整の仕組みを規定する。

憲法第 72 条の 2 を適用するための組織法律 (憲法の規定を明確にするための法律) として、2004 年 7 月 29 日法律第 2004-758 号第 3 条により、自主財源は、租税収入、手数料、財産収入などからなるものと定義された。また、同法第 4 条により、憲法第 72 条の 2 第 3 項における自主財源の「決定的な割合」について、地方自治体各階層 (コミューン部門、県、州) の自主財源比率は、2003 年の水準を下回ってはならないと規定された。同法第 5 条では、ある自治体の階層の自主財源比率が下限を下回った場合、遅くとも、これを確認した時点の翌々年までに国の予算法⁽⁷⁾によって、自主財源比率の回復に必要な措置を講ずるものとされた。

この下限となる 2003 年の自主財源比率はコミューン部門 60.8%、県 58.6%、州 41.7%である。コミューン部門や県の自主財源比率は、国際的にみると、アメリカ州政府の 73% (2010 年)、ドイツ州政府の 77% (同) よりはやや低いものの、イギリス地方政府の 28% (同) よりもはる

(7) フランスでは、国の予算法により毎年の税制改正が定められている。

かに高く、日本の地方財政計画上の自主財源比率（54%）（2012年度）を若干上回る⁽⁸⁾。

自主財源比率の下限の法定は、フランスの地方の財政自主権の大きな柱である。財政自主権に関するこうした規定により、国から地方への権限委譲に伴う財源の移譲や、地方間格差を是正するための財政調整に当たって、国の交付金を用いることには、一定の制約を伴う。

(ii) 交付金・補助金制度

フランスの交付金・補助金制度の特徴として、①国の地方向け予算における「総枠」(enveloppe normée)の存在、②地方税減税等に伴う減収補償措置、③国の収入からの「先取り」による原資確保、④用途が定められていない交付金中心の構成、といった点が挙げられる。

(a) 国の地方向け予算における総枠

1996年以降、マクロ経済指標に成長率が連動する交付金・補助金の総枠が設けられている。国・地方側双方の交付金・補助金に対する予見可能性を高めることが、その趣旨である⁽⁹⁾。2012年予算案では地方への財政移転総額の5割が総枠内の交付金・補助金である。

(b) 地方税減税等に伴う減収補償措置

フランスでは、国の政策による地方税の減税

や改廃に伴って生ずる減収を補償する名目で、多くの交付金が創設されてきた。最大の交付金である経常総合交付金（DGF）の場合、付加価値税が国税として創設される際に廃止された地方小売上税（当時の地方税収の4割を占める重要な税目）の代替財源として1966年に設けられた交付金が、その淵源である。⁽¹⁰⁾

(c) 国の収入からの地方自治体の先取り

国の予算は、収入支出を相殺することなく、全て歳入歳出に計上することが原則であるが（完全性の原則）、この原則の例外として、地方自治体の責務や地方税の減免税の補償に充てるために、国の収入の一部を差し引いて「先取り」(prélèvement)することが認められている⁽¹¹⁾。先取りされた交付金は、国の歳入歳出に計上されず、地方の固有財源であることが制度的に担保される⁽¹²⁾。2012年予算案では地方への交付金・補助金の約75%が、先取りによるものである⁽¹³⁾。

(d) 交付金中心の構成

国から地方への交付金・補助金⁽¹⁴⁾（2012年予算：731億ユーロ）のほとんどが、用途の定めのない一般交付金である（図2）。用途の定めがある特定補助金は、交付金等総額の3%に過ぎない。交付金の総額決定や配付の基準は、各交付

(8) 日本以外の自主財源比率は、OECDのNational Accounts (OECD iLibraryから2012年10月23日にダウンロード)の州政府又は地方政府の一般政府歳入から「その他の経常移転収入」(Other current transfers)と「資本移転収入」(Capital transfers)を差し引いたものを近似的に自主財源と考え、これを各部門の一般政府歳入で割って算出した。日本については、平成24年度の地方財政計画（通常収支分と東日本震災分の合計）のうち、地方税、使用料・手数料、雑収入を自主財源とし、自主財源÷（地方債を除く歳入合計）により算出した。

(9) 財務省財務総合政策研究所『主要国の地方税財政制度調査報告書』2001, pp.299-300；青木宗明「フランスの地方財政調整—財源保障と財政調整—」自治体国際化協会編『平成18年度比較地方自治研究会調査研究報告書』自治体国際化協会, 2007, pp.252-253。なお、2011年から2013年まで、総枠の伸びは一部の例外を除いて凍結されている（本稿II-1-(2)参照）。

(10) 財務省財務総合政策研究所 同上, pp.281, 306-308；青木宗明「フランスの地方財政調整—財源補償・保障と平衡化の相克—」『地方財政』542号, 2007.2, pp.136-140；片山信子「諸外国の付加価値税—国・地方間の配分方法を始めとする政策的手法の多様性—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』368号, 2001.8.17, p.7。

(11) 予算組織法 (Loi organique n° 2001-692 du 1er août 2001 relative aux lois de finances) 第6条第4項。

(12) 青木 前掲注(10), p.133。

(13) *Transferts financiers de l'État aux collectivités territoriales: Annexe au projet de loi de finances pour 2012*, 2011, p.21. <http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/farandole/2012/pap/pdf/Jaune2012_collectivites.pdf>

(14) 国から地方への財政移転のうち、税源移譲を除いたもの。

表3 財政調整制度の財源規模

(金額単位：億ユーロ)

| 垂直的財政調整 | 2012年予算 | 構成比 |
|---------------------------------|---------|-------|
| 経常総合交付金 (DGF) の財政調整部分 | 72.29 | 84.2% |
| 職業税財政調整県基金 (FDPTP) | 4.18 | 4.9% |
| 小計 | 76.47 | 89.1% |
| 水平的財政調整 | | |
| イル・ド・フランス州コミューン連帯基金 (FSRIF) | 2.10 | 2.4% |
| 企業付加価値税 (CVAE) 全国財政調整基金 (州・県向け) | - | - |
| 県向け有償不動産譲渡税 (DMTO) 全国財政調整基金 | 5.80 | 6.8% |
| コミューン連合及びコミューン向け全国財源調整基金 (FPIC) | 1.50 | 1.7% |
| 小計 | 9.40 | 10.9% |
| 合計 | 85.87 | 100% |

(注) 企業付加価値税 (CVAE) 全国財政調整基金 (州・県向け) は 2013 年から実施。
 (出典) Observatoire des finances locales, *Les finances des collectivités locales en 2012*, p.165. より筆者作成。

金の創設以後の経緯などによって、それぞれ異なる。最大の経常総合交付金 (DGF) の場合、コミューン向けの交付金は、人口、面積、財政力などの基準によって、配分される⁽¹⁵⁾。

(iii) 財政調整制度

国から地方への交付金による「垂直的財政調整」については、経常総合交付金 (DGF) 制度の一部 (総額の 2 割弱) にその機能が割り当てられている⁽¹⁶⁾。DGF による財政調整の財源規模は、財政調整制度全体の 8 割以上を占める (表

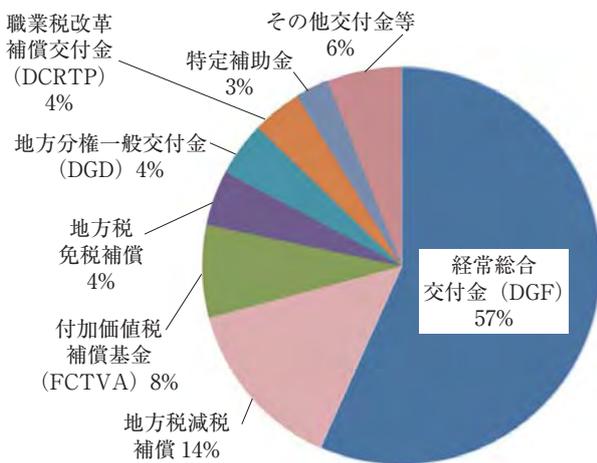
3)。

自治体が拠出する原資を再配分する「水平的財政調整」として、従来は、「職業税財政調整県基金 (FDPTP)」が、原子力発電所や大規模小売店舗などの施設立地に伴う職業税の税収格差を、県内コミューン間において水平的に調整していた。職業税の廃止に伴い、FDPTP は、従前の一部対象地域に対して国から交付金を交付する垂直的財政調整制度となった。

このほか、水平的財政調整制度としては、1991 年に設けられた「イル・ド・フランス州コミューン連帯基金」(FSRIF) に加えて、職業税改革を契機に複数の新制度が導入されている。

以上、垂直的、水平的財政調整制度を合わせても、その財源規模は 2012 年予算ベースで合計 86 億ユーロであり、地方歳入全体の 5% 未満の規模にとどまっている。

図2 2012年の国から地方への交付金・補助金の内訳



(出典) *Transferts financiers de l'État aux collectivités territoriales: Annexe au projet de loi de finances pour 2012*, 2011, p.21. より筆者作成。

3 地方分権の進展に伴う権限委譲と税源移譲

(1) フランスの地方分権の進展

フランスでは、1982～1986年に「第1幕」と呼ばれる地方分権が進められ、県知事に代わる県議会議長による行政統括、地方会計検査院の創設、州の地方自治体への昇格などの改革が行われた。

(15) Ministère de l'intérieur et de l'aménagement du territoire, *Guide budgétaire communal, départemental et régional 2007*, pp.91-92.

(16) 州向けには①州財政調整交付金、県向けには②最低保障経常交付金 (DFM)、③都市財政調整交付金 (DPU)、コミューン連合向けには④コミューン連合交付金、コミューン向けには⑤都市連帯社会統合交付金 (DSU)、⑥農村連帯交付金 (DSR)、⑦全国財政調整交付金 (DNP) が設けられている。

さらに、地方分権の「第2幕」として、2003年3月28日の憲法改正による地方分権を実現するいくつかの法律が、同年から2004年にかけて制定された。⁽¹⁷⁾

(2) 権限の委譲と関連する支出の増加

ここ30年の地方分権化・権限委譲により、地方の義務的支出が増大し、1982年に対GDP比で8.5%であった地方歳出は、2008年には11.3%となった(表4)。この間、国の歳出の対GDP比は、24.0%から19.9%に減少している。地方歳出の伸びは、主に人件費や福祉支出によるものであった。2000年以降は、とりわけ福祉支出の伸びが著しい。並行して税源移譲も行われ、地方財源の強化が図られた。

権限の委譲は、地方分権第1幕以降取り組まれてきた。地方分権の初期において、中学校建設や国道工事などの責務が、国から県に移され、これに応じて1984年から1994年にかけて投資的支出が増大した(表5)。

福祉分野では、県に対して、責務付与・権限委譲が進められた(表6)。1984年から2010年にかけて、県の移転支出(多くは福祉分野)は、4倍以上増大した(表5)。

(3) 権限委譲に伴う財源の移譲

地方へ委譲された権限を行使するための財源は、交付金と税源移譲によって賄われた。交付金は、1983年1月7日法律、1983年7月22日法律、1985年1月25日法律、1986年1月6日

表4 一般政府支出対GDP比の推移

| 部門 | 年 | 対GDP比(%) | | | | | | | |
|----------|---|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 1982 | 1990 | 2000 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 |
| 国 | | 24.0 | 22.4 | 22.2 | 22.7 | 22.5 | 21.0 | 19.9 | 19.9 |
| 国以外の中央政府 | | 3.8 | 2.9 | 3.3 | 3.4 | 3.5 | 3.5 | 3.7 | 3.5 |
| 地方政府 | | 8.5 | 9.0 | 9.7 | 10.7 | 10.9 | 11.0 | 11.2 | 11.3 |
| 社会保障基金 | | 21.8 | 21.4 | 22.9 | 24.3 | 24.5 | 24.1 | 24.2 | 24.2 |
| 一般政府合計 | | 49.8 | 49.5 | 51.6 | 53.2 | 53.4 | 52.7 | 52.3 | 52.7 |

(注) 部門間に重複して計上されている部分があるため、各部門の合計は、一般政府合計に一致しない。

(出典) Conseil des prélèvements obligatoires, *La fiscalité locale*, 2010, p.79. より筆者作成。

表5 県の投資的経費・経常経費の推移

(単位: 億ユーロ)

| | 1984年 | 1989 | 1994 | 1999 | 2004 | 2008 | 2010 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 投資的経費 | 41.6 | 89.9 | 126.2 | 133.8 | 143.0 | 167.0 | 155.0 |
| 経常経費 | 125.2 | 157.5 | 209.7 | 243.2 | 374.0 | 483.0 | 529.0 |
| 人件費 | 16.9 | 20.6 | 29.8 | 39.8 | 61.0 | 99.0 | 110.0 |
| 利払費 | 8.6 | 11.4 | 14.7 | 9.8 | 8.0 | 9.0 | 8.0 |
| 移転支出 | 84.4 | 105.6 | 141.9 | 166.1 | 252.0 | 312.0 | 346.0 |
| その他 | 15.4 | 19.9 | 23.4 | 27.5 | 54.0 | 64.0 | 65.0 |

(出典) Conseil des prélèvements obligatoires, *La fiscalité locale*, 2010, pp.101, 102; Observatoire des finances locales, *Les finances des collectivités locales en 2012*, p.54. より筆者作成。

表6 県への福祉関係の責務付与・権限委譲

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・1983年7月22日法律及び1984年1月1日法律による「社会活動」権限の国からの委譲 ・1988年12月1日法律による社会参入最低所得手当(RMI)創設にともなう社会参入業務の責務 ・2001年7月20日法律による個別自立手当(APA)(高齢者介護のための制度)創設 ・2003年12月18日法律によるRMI給付業務の委譲及び就労最低所得参入契約業務の創設 ・2004年8月13日法律による若者の社会参入、高齢者のための社会活動、家族・子供の健康保護に係る権限付与 ・2005年2月11日法律による障害補償給付(PCH)の創設を伴う障害者扶助の拡充・改正 ・2008年12月1日法律による活動的連帯所得手当(RSA)の創設(RMIや単親手当(API)などを一本化) |
|--|

(出典) Conseil des prélèvements obligatoires, *La fiscalité locale*, 2010, p.102. より筆者作成。

(17) “La décentralisation a 30 ans,” [pp.4-5.] <http://manage.dgcl.interieur.gouv.fr/sections/les_collectivites_te/vie_democratique_loc/decentralisation/document_complet/downloadFile/file/decentralisation_30_ans.pdf?nocache=1332424699.2>

法律により、地方分権一般交付金（DGD）（2012年予算32億ユーロ）などの交付金が設けられたが、既に消滅しているものもある。

税源移譲は、地方分権第1幕、第2幕でそれぞれ100億ユーロ程度の移譲が行われた。第1幕では、1984年1月1日に自動車登録税と運転免許税が州へ移譲された。さらに、1984年1月1日に有償不動産譲渡税（DMTO）（2008年税収72億ユーロ）と自動車税（2006年廃止後は別途補償。下記参照）が県に移譲された。

地方分権の第2幕では、2003年の憲法改正により、地方への権限委譲に当たっては、財源の移譲が伴わなければならないことが規定され（第72条の2第4項、I-2-(4)）、税源移譲は、憲法上の根拠をもつことになった。そうした中で、保険契約特別税（TASCA）及び石油製品内国税（TIPP）が次のとおり移譲された。TASCAは、県に対して、2004年8月13日法律により付与された権限（若者の社会参入等）の財源及び自動車税廃止後の補償として、自動車保険に係る18%の税率のうち一定の税率（2008年以後は

11.55%）が付与されるなどの移譲がなされている（2009年税収は31億ユーロ）。TIPPは、県に対しては委譲されたRMI（社会参入最低所得手当）及びRSA（活動的連帯所得手当）⁽¹⁸⁾等の財源として、また州に対しては、2004年8月13日法律により委譲された職業教育などの財源として、一定部分（委譲される権限や各州の石油製品消費により計算）が移譲された⁽¹⁹⁾。

以上の税源移譲が行われ、1975年の国・地方の税収のうち13%を占めていた地方税収の比率が、2009年には29%に高まっている（表7）。

II 近年の地方税財政改革の動き

1 国から地方への支出の抑制

(1) 金融・経済危機とフランス財政の悪化

2007年のアメリカのサブプライムローン問題に端を発し、2008年の大手投資銀行リーマン・ブラザーズ（アメリカ）の破綻等を経て世界的に波及した金融危機に伴い、2008年から2009年にかけて各国は景気後退に見舞われた（表8）。

表7 フランスにおける国・地方の税収の推移

（金額単位：億ユーロ）

| | 1975年 | 1985 | 1995 | 2005 | 2009 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央政府（国） | 423 | 1,505 | 2,190 | 3,005 | 2,536 |
| 個人所得課税 | 87 | 364 | 439 | 568 | 479 |
| 法人所得課税 | 43 | 142 | 252 | 418 | 273 |
| その他所得課税 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 社会保険料 | 4 | 20 | 38 | 58 | 78 |
| 給与税 | 12 | 46 | 103 | 131 | 34 |
| 資産課税 | 14 | 53 | 74 | 139 | 122 |
| 物品・サービス課税 | 262 | 872 | 1,272 | 1,651 | 1,505 |
| その他の税 | 0 | 6 | 13 | 40 | 46 |
| 地方政府 | 62 | 277 | 565 | 871 | 1,054 |
| 給与税 | 3 | 14 | 26 | 55 | 73 |
| 資産課税 | 29 | 131 | 270 | 447 | 527 |
| 物品・サービス課税 | 5 | 36 | 80 | 145 | 221 |
| その他の税 | 26 | 96 | 190 | 223 | 234 |
| うち職業税 | 26 | 93 | 177 | 207 | 220 |
| 国：地方 | 87：13 | 84：16 | 79：21 | 78：22 | 71：29 |

（出典）OECD, *Revenue Statistics 1965-2010*, pp.170, 274. より筆者作成。

(18) 2008年12月1日法律により、最低所得保障制度の一種である社会参入最低所得手当（RMI）や単親手当（API）などを一本化して、活動的連帯所得手当（RSA）が創設されている。RMIとRSAは、世帯収入が一定水準に満たない者に対する最低所得保障制度であるが、受給者の勤労意欲を喚起するため、勤労所得の増加に伴いRMI・RSA受給後の総所得も増える仕組みになっている。服部有希「フランスにおける最低所得保障制度改革—活動的連帯所得手当RSAの概要—」『外国の立法』No.253, 2012.9, pp.33-38, 42, 43.

(19) Conseil des prélèvements obligatoires, *op.cit.* (3), pp.295-300.

2008年以降の世界的な経済金融危機に対して、主要国の財政は財政出動を含む大規模な景気対策の実施などにより悪化した。

フランスでは、2008年10月に、ユーロ圏諸国の共同行動計画（10月12日）⁽²⁰⁾を受けた補正予算法（10月16日法律）を策定した。この補正予算は、銀行へ貸付けを行う特殊会社に対して政府保証を付すことを可能にするものであり、財政収支の悪化を伴うものではなかった。その後、2008年12月にサルコジ大統領（当時）は、公共投資、雇用、住宅、自動車産業支援などを内容とする2年間で総額260億ユーロの経済対策（plan de relance）の実施を表明した。⁽²¹⁾

この経済対策に伴う歳出増に、各種税制措置や景気低迷に伴う税収減もあいまって、フランスの財政赤字の対GDP比は、2008年の3.3%から、2009年には7.6%と、大幅に悪化した（表9）⁽²²⁾。

(2) 2011～2013年における国の支出の凍結

2010年5月6日、フランソワ・フィヨン首相（当時）（François Fillon）は、2011～2013年の3年間における国の支出額を、債務利払費と年金給付を除いて、名目上凍結すること（gel en valeur）を表明した。経済危機により財政が悪化する中、欧州委員会に提出した財政再建計画

表8 主要国のGDP成長率及び財政赤字対名目GDP比

（単位：％）

| GDP成長率 | 2006年 | | 2007 | | 2008 | | 2009 | | 2010 | | 2011（見込） | |
|-------------|-------|-----|------|-----|------|------|-------|------|-------|-----|----------|------|
| | 実質 | 名目 | 実質 | 名目 | 実質 | 名目 | 実質 | 名目 | 実質 | 名目 | 実質 | 名目 |
| フランス | 2.7 | 4.9 | 2.2 | 4.9 | -0.2 | 2.3 | -3.0 | -2.5 | 1.6 | 2.4 | 1.7 | 3.3 |
| ドイツ | 3.9 | 4.2 | 3.4 | 5.1 | 0.8 | 1.6 | -5.1 | -4.0 | 3.6 | 4.2 | 3.1 | 3.9 |
| 日本 | 1.7 | 0.5 | 2.2 | 1.2 | -1.1 | -2.3 | -5.5 | -6.0 | 4.5 | 2.3 | -0.7 | -2.8 |
| イギリス | 2.6 | 5.9 | 3.5 | 5.8 | -1.1 | 2.0 | -4.4 | -2.8 | 2.1 | 5.0 | 0.7 | 3.0 |
| アメリカ | 2.7 | 6.0 | 1.9 | 4.9 | -0.3 | 1.9 | -3.5 | -2.5 | 3.0 | 4.2 | 1.7 | 3.9 |
| 財政赤字対名目GDP比 | 2006年 | | 2007 | | 2008 | | 2009 | | 2010 | | 2011（見込） | |
| フランス | -2.4 | | -2.7 | | -3.3 | | -7.6 | | -7.1 | | -5.2 | |
| ドイツ | -1.7 | | 0.2 | | -0.1 | | -3.2 | | -4.3 | | -1.0 | |
| 日本 | -1.3 | | -2.1 | | -1.9 | | -8.8 | | -8.4 | | -9.5 | |
| イギリス | -2.7 | | -2.8 | | -5.0 | | -11.0 | | -10.3 | | -8.4 | |
| アメリカ | -2.2 | | -2.9 | | -6.6 | | -11.6 | | -10.7 | | -9.7 | |

（出典）OECD Economic Outlook, No.91, 2012.5. より筆者作成。

(20) 2009年12月31日までの間に加盟各国は、銀行の中期的な資金調達を支援するために、銀行の満期5年以内の新規借入れに対する政府保証やこれらの借入れの買取りなどを、暫定措置として行うことができるとされた。“Sénat N° 23 (2008-2009), Rapport fait au nom de la commission des Finances, du contrôle budgétaire et des comptes économiques de la Nation sur le projet de loi de finances rectificative pour le financement de l'économie, adopté par l'Assemblée nationale, par M. Philippe Marini,” 2008.10.15, pp.24, 46. <<http://www.senat.fr/rap/108-023/108-0231.pdf>>

(21) Vie publique, “Loi du 16 octobre 2008 de finances rectificative pour le financement de l'économie,” 2008.10.17. <<http://www.vie-publique.fr/actualite/panorama/texte-vote/loi-du-16-octobre-2008-finances-rectificative-pour-financement-economie.html>> ;

金融庁「参考資料」p.12. <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/ginkou_wg/siryuu/20120910/02.pdf> ;

Vie publique, “Gestion de la dette et crise financière - chronologie,” 2011.2.23. <<http://www.vie-publique.fr/politiques-publiques/dette-publique/chronologie/>>

(22) 2008年12月補正予算による新規投資に係る職業税免税等、2009年当初予算による研究開発費税額控除の事前還付、欠損金繰戻還付の事前還付、付加価値税の月次還付（従前は年次又は四半期ごとの還付）等に加えて、2009年には2月、4月、12月の3度にわたる補正予算が編成された。Vie publique, “Chronologies de la vie publique 2008,” 2009.1.15. <<http://www.vie-publique.fr/chronologie/chronologies-2008/>> ; Le ministère chargé de la Mise en œuvre du plan de relance, “Mensualisation et remboursement de la TVA.” <<http://www.planderelance.fr/Mensualisation-et-remboursement-de-1617.html>> ; Cour des comptes, *Résultats et gestion budgétaire de l'Etat exercice 2009*, 2010, pp.2, 20. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/104000247/0000.pdf>>

表9 フランスの経済成長率及び財政状況の推移

(単位：%)

| | 2006年 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011(見込) |
|---------------|-------|------|------|------|------|----------|
| 実質 GDP 成長率 | 2.7 | 2.2 | -0.2 | -3.0 | 1.6 | 1.7 |
| 名目 GDP 成長率 | 4.9 | 4.9 | 2.3 | -2.5 | 2.4 | 3.3 |
| 財政赤字対名目 GDP 比 | -2.4 | -2.7 | -3.3 | -7.6 | -7.1 | -5.2 |
| 債務残高対名目 GDP 比 | 71.2 | 73.0 | 79.3 | 91.2 | 95.8 | 100.1 |

(出典) 表8と同じ。

の期限に沿って2013年に財政赤字を対GDP比3%以内に抑えることを目標として、従前よりも厳しい制約を支出に課すこととなる。すなわち、従前の3か年財政計画(2009～2011年)では、支出の伸びをインフレ率以内とする実質ベースの予算抑制(norme “zéro volume”)を実施していたが、2011年からの3年間の名目上の支出凍結は、インフレが生ずるとその分だけ政府の購買力が減少することを意味する。⁽²³⁾

こうした政府の意向を踏まえ、2010年5月20日には、共和国大統領が主宰し、国(政府、議会)、地方関係団体、社会保障機構の代表者が参加する「財政赤字会議」⁽²⁴⁾の2回目の会合が開かれ、同会議の地方財政検討班の報告書が公表された。同報告書には、国の支出の凍結に伴い、一部の例外を除き、国から地方への移転支出も名目上の凍結とすることが提案された⁽²⁵⁾。

この提案に沿う形で、複数年にわたる財政計画を定める2011～2014年財政計画法では、次のとおり規定された(第7条)⁽²⁶⁾。

第7条 2011年から2014年の各年について、次の経費の全体は、既定分野において名目上固定する。

- 1° 付加価値税補償基金(FCTVA)及び職業税改革補償交付金(DCRTP)を除く、国の収入から地方自治体への先取り
- 2° 予算科目(ミッション)「労働雇用」に計上される職業訓練のための地方分権一般交付金(DGD)
- 3° 予算科目(ミッション)「地方自治体との関係」に係る一般予算の支出

この規定に該当する経費は、2011年予算以降、予算の凍結が実施されている。すなわち、最大の交付金である経常総合交付金(DGF)を含む507億ユーロ(2012年予算案。約5兆円)が凍結の対象である(表10)。これは地方歳入の約2割に相当する(I-2-(1)図1参照)。ただし、この凍結対象の中で、新規措置として5,200万ユーロ(約50億円)の経費増が例外的に計上されている。

(23) “Le PS dénonce “le plan de rigueur” de Fillon,” TF1 News, 2010.5.6. <<http://lci.tf1.fr/politique/fillon-met-l-etat-au-regime-sec-5843497.html>>

(24) 「財政赤字会議」(La Conférence sur le déficit)は2010年に2回にわたり開催されている。同会議は、フランスの公共財政の状況に対する認識を全ての当事者が共有し、公的支出の管理の強化と協働を図ることを目的として開催された。1月28日の第1回会合では、①公共財政の状況に対する認識、②地方支出の抑制、③疾病保険の支出管理の改善、④公共財政の収支均衡ルール、の4つのテーマについて検討班が設けられ、2010年の春までにそれぞれのテーマについて施策を提案することとされた。同会議の検討結果については、本文で記した国から地方への移転支出の凍結のほか、退職公務員の50%不補充や、経常経費の3か年における10%削減などが、2011～2014年財政計画法に取り込まれた。Le forum de la performance, “La Conférence sur le déficit,” 2012.8.2. <<http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/les-enjeux-des-finances-publiques/la-situation-de-nos-finances-publiques/approfondir/la-conference-sur-le-deficit.html>>

(25) Gilles Carrez et Michel Thénault, “Conférence sur les déficits publics - Rapport du groupe de travail sur la maîtrise des dépenses locales,” 2010.5.20, pp.16-17. <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/docfra/rapport_telechargement/var/storage/rapports-publics/104000241/0000.pdf>

(26) Loi n° 2010-1645 du 28 décembre 2010 de programmation des finances publiques pour les années 2011 à 2014, article 7.

表 10 国から地方への財政移転 (2011 年予算、2012 年予算案)

(金額単位：億ユーロ)

| 項目 | 2011 年 | 2012 年 | 主な内訳と金額 (2012 年) |
|---|--------|--------|---|
| ①国の収入から地方自治体の先取り (FCTVA と DCRTTP 等を除く) | 464 | 464 | 経常総合交付金 (DGF) 415 地方税免税補償 33 |
| ②ミッション「労働雇用」に計上される職業訓練のための地方分権一般交付金 (DGD) | 17 | 17 | 職業訓練のための DGD 17 |
| ③ミッション「地方自治体との関係」に係る一般予算の支出 | 25 | 25 | 農村設備交付金 6 県施設総合交付金 2 地方分権一般交付金 (DGD) 15 |
| (A)凍結対象：① + ② + ③ | 506 | 507 | * 新規の免税補償等により 0.52 増 |
| (B)凍結枠外の先取り | 90 | 89 | FCTVA 55 DCRTTP 29 |
| 【国から地方への財政援助：(A) + (B)】 | 596 | 596 | |
| (C)税源移譲以外の地方への財政移転 | 141 | 135 | 特定補助金 19 地方税減税補償 103 |
| 【交付金・補助金合計：(A) + (B) + (C)】 | 736 | 731 | |
| (D)税源移譲 | 258 | 275 | 有償不動産譲渡税 89 石油製品内国税 (RMI / RSA 関係) (県) 59 RMI / RSA 関係以外 (石油製品内国税、 保険契約特別税) 63 |
| 国から地方への財政移転総計：(A) + (B) + (C) + (D) | 994 | 1,006 | |

(出典) *Transferts financiers de l'État aux collectivités territoriales: Annexe au projet de loi de finances pour 2012*, 2011, p.21. より筆者作成。

なお、凍結の対象外となるのは、前記のとおり、地方自治体が負担する付加価値税を補償する FCTVA、職業税廃止に伴う減収補償である DCRTTP に加えて (I -2-(4) 図 2 参照)、地方税減税に伴う補償金や、地方への権限委譲に伴う税源移譲などの移転支出である。これら凍結対象外の経費を加えた、国から地方への財政移転の総額は、2012 年予算案において 1,006 億ユーロ (交付金・補助金合計 731 億ユーロ + 税源移譲 275 億ユーロ) で、対前年予算額 (994 億ユーロ) からの伸びは、1%程度にとどまっている。

2 2010 年予算案による職業税の改革

フランスの地方事業税に相当する地方の基幹税として、職業税が 2009 年まで事業者に課せられていた。この税は、事業者が事業活動に用いる不動産及び償却施設の賃貸価値などを課税標準とする外形標準課税であるが、企業投資を抑制する税として、度重なる批判を浴びてきた。

2010 年予算案により、職業税が廃止され、これに代わる地域経済税 (CET) が創設された。加えて、他の基幹税目の地方階層間の移譲や、水平的財政調整制度の拡充など、この機会に、

多岐にわたる地方税財政改革が実施されている。

(1) 営業税

職業税の前身は、革命期の 1791 年 3 月 2 日及び 17 日法律により創設された営業税である。

営業税の導入は、同業組合の諸権利が商業と産業の自由を妨げていた封建的体制に代わるものとして、憲法制定議会により進められ、市民に対して、営業税の支払いを条件に、商業、産業、専門職、技術職に従事する自由が付与されることとなった⁽²⁷⁾。革命期の終わりごろから、営業税は、定額部分と可変部分から構成されていた。前者は、事業活動の種別ごとに各コミューンの人口に応じて決められた。後者は、納税義務者の資力を最もよく表すものとして、課税対象である事業所と設備の賃貸価値に応じて決められた。当初から、営業税は国税であると同時に、コミューンと県のために追加的な税を徴収する税目であった⁽²⁸⁾。同税はその後、1917 年に完全な地方税となり、1957 年に従業員数に応じた課税標準が追加されたが、それ以外は 1975 年に廃止されるまでに大きな改正を経ることは

(27) *Guide des percepteurs des contributions directes et des contribuables*, Paris: Rondonneau, 1804, p.72.

なかった。営業税に関しては、①課税標準である不動産や設備の評価が陳腐化している（最後の改定は不動産が1947年、設備が1925年）、②1,500以上の事業種別を区分する定額部分が時代遅れで、不整合で、複雑なものになっている、③各事業種別定額分において、税額がその平均的収益に依存しており個々の事業者の収益性が考慮されていない、④税率が県で4倍、コミューンで30倍の開きが生じている、といった批判がなされていた。⁽²⁹⁾

(2) 職業税の創設と改正

1975年7月29日法律により創設された職業税は、営業税と同様に、給与を付与されない個人及び法人の事業者が納税義務者とされた。

当初の課税標準は、①建物、土地、設備（償却資産）の賃貸価値、②支払給与額の20%、③従業員5人未満の非商業的利益を受ける事業者の収入の12.5%、であった⁽³⁰⁾。①のうち建物

と土地は、1970年に評価替えがなされた賃貸価値⁽³¹⁾によるものとされ、設備の賃貸価値は、その原価の一定比率とされた⁽³²⁾。前記の課税標準は、後年の法改正により①③については引き下げられ、②については廃止されている。

税率は、一定の制約下で、課税主体であるコミューン部門、県、州の議会が設定していた⁽³³⁾。

職業税は、その適用が始まった1976年以降、大企業への負担偏重などを理由に数多くの批判を受けてきた⁽³⁴⁾。

1976年から、この税が廃止される2009年までの35年間で、68回の改正を経ている。改正は、①課税ベース、課税計算方法の一般的な変更、②軽減・繰延措置、③特定の経済部門・納税者を優遇するための措置、に大別される⁽³⁵⁾。

重要な改正⁽³⁶⁾のうち、主なものは次のとおりである。

①1979年1月3日法律により、税額の上限が、企業の付加価値（売上高から仕入額を差し引いた

(28) 地方自治体は、国税に対する「追加額」を議決することにより、国税1フラン当たり1サンチーム（0.01フラン）から数サンチームを自らの収入とすることができた。このように、当時の地方税は、国税の付加税であった。Michel Bouvier, *Les finances locales*, 13e éd., Paris: LGDJ, 2010, p.53.

(29) “Historique de la taxe professionnelle,” p.1. <http://www.minefe.gouv.fr/fonds_documentaire/notes_bleues/nbb/nbb289/historique_tp.pdf>

(30) Jean-Pierre Coblenz, “Fiscalité locale: quelles perspectives de réforme pour les collectivités locales ?” Association des Maires de l’Isère, 2009.6.18, p.4. <http://www.maires-isere.fr/agenda2008/RII_2009/RII_2009_Stratorial.pdf>

(31) この賃貸価値は今日に至るまで改定されていない。

(32) Bouvier, *op.cit.*(28), p.58.

(33) 1980年1月10日法律により、自治体の議会は、毎年、既建築不動産税、未建築不動産税、住居税及び職業税の税率を議決することが定められるとともに、コミューンの各税目の税率は、それぞれの税目の前年の県内平均又は全国平均のいずれか高い方の2.5倍を超えてはならないこととされた（その後、職業税については2.5倍から2倍に引下げ）。また、異なる税目の納税義務者間で負担が移転することを防ぐため、税率の変動幅に制限が課せられた。具体的には、次のいずれかの方法で税率の変動を行うものとされた。①4税を同じ率で変動させる、②職業税以外の3税の税率を自由に変動させた上で、職業税の変動幅は一定の上限以内とする。*ibid.*, pp.60, 61, 74, 75; Le ministre de l’intérieur, de l’outre-mer et des collectivités territoriales, “Fixation des taux d’imposition des quatre taxes directes locales en 2009,” 2009.3.4, pp.26, 98, 105. <http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_votre_service/publications/circulaires/2009/intb0900050c/downloadFile/file/INTB0900050C.pdf?nocache=1270981891.06>

(34) 例えば、フランソワ・ミッテラン大統領（François Mitterrand 在任1981～1995年）は、1983年9月15日のインタビューで、職業税が「非常識で、愚かな税」であり、「恐ろしく不公正で経済に反するものであり、インフレ、雇用、輸出の面で悪影響を及ぼしている」として、改革の必要性を強調している。Vie publique, “Entretien de M. François Mitterrand, Président de la République, accordé à TF1 lors de l’émission “L’enjeu”, sur la situation économique, le budget 1984 et la politique économique, Paris, Maison de la Radio, jeudi 15 septembre 1983.” <<http://discours.vie-publique.fr/notices/837162800.html>>

もの)の8%に設定された。この上限は、1995年には、当該納税者の売上高に応じて、付加価値の3.5%、3.8%、4%に引き下げられた。

②課税標準のうち支払給与額部分は、1982年に支払給与額の20%から18%に減じられていたが、1999年予算法により、1999年から2003年にかけて、段階的に廃止された。

③1987年予算法により、課税標準は、従来の課税標準の16%を控除したものとなる。新たな課税標準は、不動産賃貸価値の0.84倍等とされた。

④1996年予算法により、大企業(売上高760万ユーロ超)に対して、付加価値の0.35%を最低納税額とした。その後、最低納税額は段階的に引き上げられ、2001年からは付加価値の1.5%となった。

⑤2006年予算法により、税額の上限が、売上高にかかわらず一律に付加価値の3.5%とされた(2007年から実施)。

企業負担の抑制に関連して、1980年1月10日法律では、「後日法律で定める日から、職業税の課税標準は、付加価値とする」との規定が置かれていた(第14条)。しかし、この改革は実施されることなく⁽³⁷⁾、前記①⑤のとおり税

額の上限を付加価値の一部分とし、国の負担(自治体の減収を補償)により企業負担を軽減した。また、②の支払給与額に係る課税標準の廃止による減収を一部補うために、④の最低納税額の段階的引上げが実施された。後述のとおり、職業税廃止後に、課税標準として付加価値が導入されたが、職業税は、その廃止前に既に、かなりの部分を付加価値によって課税していた、といわれている⁽³⁸⁾。特に⑤の税額上限の引下げ(付加価値の3.5%)により、2007年には、この上限に該当する事業者の割合は、全体の1割に上っており、それらの事業者については、付加価値を課税標準として課税が実施されていた⁽³⁹⁾。

職業税に対する批判として、①職業税による企業設備への課税は、フランス企業の投資を抑制させ、競争力を害する⁽⁴⁰⁾、②投資の比率が高い産業部門、とりわけ自動車、電子部品、金属といった国際的に激しい競争にさらされる部門の負担がサービス業などの部門に比べて過重である、③度重なる改正により税の仕組みが複雑で分かりにくくなっている、④多くの減免措置により、減収を補償する国が、職業税の「第一の納税者」となっている(国が職業税の税収の約4割を負担)、といった点が指摘されている。⁽⁴¹⁾

(35) “Sénat N° 611 (2011-2012), Rapport d’information fait au nom de la mission commune d’information sur les conséquences pour les collectivités territoriales, l’État et les entreprises de la suppression de la taxe professionnelle et de son remplacement par la contribution économique territoriale, Par M. Charles Guéné,” 2012.6.26, pp.12-14. <<http://www.senat.fr/seances/s200911/s20091120/s20091120.pdf>>

(36) 青木宗明「地方法人課税におけるフランスのこだわりと工夫—「付加価値」標準への接近と挫折と再接近・再接近のはざままで—」『地方財政』564号, 2008.12, p.7.

(37) 改革実施の前提であるシミュレーション(1980年1月10日法律第33条)の結果、自治体の税収や業種別の税負担への影響が大きいことが判明したためとされる。青木 同上, p.6.

(38) “Sénat N° 101 (2009-2010), Rapport général fait au nom de la commission des finances sur le projet de loi de finances pour 2010, adopté par l’Assemblée nationale, par M. Philippe Marini, tome II, fascicule 1,” 2009.11.19, p.76. <<http://www.senat.fr/rap/109-101-314/109-101-3141.pdf>>

(39) 青木 前掲注(36), pp.9-11.

(40) 職業税の税収の対GDP比は、2009年において1.2%で、道府県民税である日本の事業税(法人・個人)及び地方法人特別譲与税の2010年度における同比率(0.8%)を上回る水準である。井立雅之「第8章 法人課税の負担水準に関する国際比較について」神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書『地方税源の充実と地方法人課税』2007, p.98. を参考に試算。 <<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/19856.pdf>>

(41) *op.cit.*(35), pp.12-15, 61; Vie publique, “Taxe professionnelle : les conditions d’une réforme réussie,” 2009.8.12. <<http://www.vie-publique.fr/actualite/alaune/taxe-professionnelle-conditions-reforme-reussie.htm>>

2004年2月には、抜本的な職業税の改革に向けての検討を行うため、ジャック・シラク大統領（Jacques Chirac 在任1995～2007年）の意向を踏まえ⁽⁴²⁾、オリヴィエ・フーケ氏（Olivier Fouquet コンセユ・デタ参事官）を委員長とする委員会（フーケ委員会）が設置された⁽⁴³⁾。フーケ委員会の2004年12月の報告では、課税標準の8割を占める償却資産を課税標準から外し、付加価値を課税標準とする課税に置き換えるとともに、企業立地と税の直接的なつながりを維持する観点から不動産賃貸価値の課税標準は残すことを提案している⁽⁴⁴⁾。

2008年10月23日にサルコジ大統領（当時）は、同日から2009年12月31日までの新規投資に係る職業税の免税措置を講ずると表明し、この措置は、景気対策の一環として⁽⁴⁵⁾、2008年12月の補正予算法（12月30日法律）に盛り込まれた（第22条）。

2009年2月5日、サルコジ大統領は、テレビ番組で2010年からの職業税の廃止を表明した。「同じ自動車1台を製造するにしても、チェコやEUの他国ではなく、フランスで製造すると1,000ユーロ（約10万円）高くつき、その3分の1が、欧州の他国には存在しない職業税によ

るものであるという。…職業税を2010年に廃止し、フランスの工場、フランスの産業を守りたい。」と同大統領は述べている⁽⁴⁶⁾。

翌2月6日には、フランス市長会、フランス県連合、フランス州連合など地方8団体は、次の内容の共同声明を出した。「国が地方自治体に対して景気対策に伴う投資を要請し、限られた財源の中でこれに対応しなければならない中で、地方第一の主要税目である職業税の廃止が表明された。地方自治体は、①課税自主権の尊重、②企業と地方自治体の税制上のつながりの維持、③地方自治体改革と地方税制改革の全体との整合性、の3原則に沿って代替財源の確保を求める。」同声明ではさらに、政府に対して、地方税制改革に関する地方側の提案をベースとした交渉を直ちに開始するように求めた。⁽⁴⁷⁾同日、首相官邸は、地方自治改革を議論している「バラデュール委員会」⁽⁴⁸⁾の2009年3月の最終報告を踏まえて、前記代替財源の補償方法について案が定められることを明らかにした⁽⁴⁹⁾。3月5日に首相に提出された同最終報告において職業税の廃止については、不動産賃貸価値と企業付加価値を基礎とした経済活動に係る新税によって、地方自治体の減収を全面的に

(42) シラク大統領は、2004年1月6日の年頭挨拶で、「フランス企業の投資への障壁を取り除くため、産業に対して懲罰的でなく事業活動の多様性に配慮した新たな仕組みを、職業税に代わって導入することが必要」と述べている。
“Allocution de M. Jacques Chirac, Président de la République, sur les priorités de l’action gouvernementale pour 2004, en particulier l’emploi, l’assurance-maladie et le logement, Paris le 6 janvier 2004.” <<http://discours.viepublique.fr/notices/047000002.html>>

(43) Commission de réforme de la taxe professionnelle, “Rapport au Premier ministre présenté par M. Olivier Fouquet, président de la commission (rapport définitif),” 2004.12.21, p.2. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/044000633/0000.pdf>>

(44) *ibid.*, p.100.

(45) “Assemblée nationale N° 1297 (Treizième législature), Rapport fait au nom de la commission des finances, de l’économie générale et du plan sur le projet de loi de finances rectificative pour 2008 (n° 1266), par M. Gilles Carrez,” 2008.12.4, p.273. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r1297.pdf>>

(46) “Le Président invité de France2 pour l’émission “Face à la crise”,” 2009.2.5, pp.13-14. <<http://www.elysee.fr/president/root/bank/pdf/president-5722.pdf>>

(47) Association des maires de France, Assemblée des départements de France, Association des régions de France et al., “Communiqué de presse: Suppression de la taxe professionnelle : les associations d’élus demandent une réforme globale de la fiscalité locale,” 2009.2.6. <http://www.departement.org/sites/default/files/06-02-09_-_Suppression_de_la_taxe_professionnelle.pdf>

補償することが提案された⁽⁵⁰⁾。議会両院の委員会では7月に関連の報告書が取りまとめられた⁽⁵¹⁾。

さらに2009年7月には、財源の補償について、政府の草案が地方関係団体に示された⁽⁵²⁾。この草案には、職業税の償却資産に係る課税標準の廃止と、これに代わる企業付加価値を課税標準とする新税の創設など、その後の政府提出法案で規定された内容がほぼ盛り込まれた。加えて同草案では、償却資産に係る課税標準の廃止に伴う地方自治体の減収223億ユーロについて、①企業付加価値に係る新税、②保険契約特別税(TASCA)、小売店舗税(TASCOM)、有償不動産譲渡税(DMTO)といった国税の税源移譲、③国が地方税徴収に当たり受領している「手数料」の減額、④国からの交付金、などによっ

て賄われるとされた。

以上の動きを経て、2009年9月に政府が提出した2010年予算法案には、職業税の廃止と、これに代わる地域経済税(CET)の創設が盛り込まれた。同法案は、議会での審議・修正を経て2009年12月に成立した。

(3) 職業税の廃止と新税の創設

2010年予算法で職業税の廃止とこれに代わる新税の創設が規定された(第2条)。その主な内容は、次の①～④のとおりである。⁽⁵³⁾

- ① 職業税の廃止と地域経済税(CET)の創設
・地域経済税(CET)は、不動産賃貸価値を課税標準とする企業不動産税(CFE)と企業の付加価値を課税標準とする企業付加価値税

(48) 2008年10月22日デクレ(政令)(Décret n° 2008-1078 du 22 octobre 2008)により設置された委員会。同委員会の責務は、地方自治体の構造の簡素化、権限配分の明確化及び財政手段のよりよい配分について調査を行い、2009年3月までに大統領に報告書を提出するものとされた。委員長は、元首相のエドワール・バラデュール氏(Edouard Balladur)が任命され、委員には上下両院議員や有識者など10名が任命された。同委員会の2009年3月の報告を踏まえた地方公共団体改革法案が同年10月に提出され、2010年12月16日法律として成立している。同法は、コミュニケーション連合の推進(I-1参照)など地方自治体の再編等について規定している。植村哲ほか「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向⁽¹¹⁾」『地方自治』761号, 2011.4, pp.58-61.

(49) “Imbroglia autour de la fin de la taxe professionnelle,” Le Parisien, 2009.2.6. <<http://www.leparisien.fr/politique/imbroglio-autour-de-la-fin-de-la-taxe-professionnelle-06-02-2009-401348.php>>

(50) Comité pour la réforme des collectivités locales, “«Il est temps de décider» Rapport au Président de la République,” 2009.3.5, p.106. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/094000097/0000.pdf>>

(51) 上院財政委員会の報告書は、2010年予算法案で審議が予定されている職業税の改革について、地方企業税改革の方法と地方財政改革に係る財政自主権や財政調整等の観点から考察を行い、複数回実施した有識者等からの聴聞について取りまとめたもの。“Sénat N° 579 (2008-2009), Rapport d’information fait au nom de la commission des finances sur la réforme des finances locales et de la taxe professionnelle, par M. Jean Arthuis,” 2009.7.21. <<http://www.senat.fr/rap/r08-579/r08-5791.pdf>> 下院財政委員会の報告書も2010年予算法案の審議に備え、論点整理と新たな税制措置の提案を行っているもの。“Assemblée nationale N° 1859 (Treizième législature), Rapport d’information déposé en application de l’article 145 du Règlement, par la commission des finances, de l’économie générale et du contrôle budgétaire relatif aux relations financières entre l’État et les collectivités territoriales et présenté par MM. Jean-Pierre Balligand et Marc Laffineur,” 2009.7.21. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rap-info/i1859.pdf>>

(52) “Point sur l’évolution de la réforme de la taxe professionnelle,” 2009.7.16, pp.3-4. <http://www.amf.asso.fr/document/fichier.asp?FTP=AMF_20090710_point_reforme_TP_9_juillet_2009.pdf&ID_DOC=8557&DOT_N_ID=7>

(53) Loi n° 2009-1673 du 30 décembre 2009 de finances pour 2010 ; Observatoire des finances locales, *Les finances des collectivités locales en 2011*, pp.163-168. <http://manage.dgcl.interieur.gouv.fr/workspaces/members/desl/documents/finances/ofl/ofl2011/les_finances_des_col/downloadFile/file/OFL2011_00.pdf?nocache=1317310664.91> ; *op.cit.*(13), pp.59, 65 ; *op.cit.*(35), p.53.

(CVAE) からなる。

- ・職業税の課税標準の8割を占めていた償却資産は課税標準から外す。
- ・2010年は、職業税の税収額相当（従前の職業税軽減措置に係る減収補償を含む）の「経過補償金」を、地方が国から受け取る。すなわち、2010年は、国が新税を企業から徴収し「経過補償金」を地方に交付する。2011年から新税としての税収を地方に計上する。⁽⁵⁴⁾
- ・CET創設に伴い、従前の職業税の軽減措置に係る国からの補償は2011年から消滅する。

② CET の概要

- ・CET税額の上限は付加価値の3%。
- ・納税義務者は職業税と同一：給与を付与されない職業活動に従事する個人及び法人。
- ・CFEの課税標準（不動産賃貸価値）は産業設備については30%引下げ。
- ・CFEはコミューン部門に帰属する税として、税率は一定の制約⁽⁵⁵⁾の下で各自治体が決定。
- ・CVAEの課税標準（付加価値）の上限は、売上高が760万ユーロ以下の納税者は売上高の80%、売上高が760万ユーロ超の納税者は売上高の85%。付加価値の定義は、売上高（+その他の経常収入等）から原材料等の負担を差し引いたものを基本に、5種類の業種類ごとに規定。
- ・CVAEの税率は、全国一律で1.5%とする。税額は、企業の付加価値に1.5%を乗じたものに等しい。企業は、この税額と、下記税率表に

よる税率を付加価値に乗じた額との差額を、税額から控除することができる。

(CVAE 税率表)

| 売上高 (CA) | 付加価値に適用される税率 |
|-----------------|---|
| 50万ユーロ未満 | 0% (最低納税額 250ユーロ) |
| 50万 ~ 300万 | $0.5\% \times (CA - 50万) / 250万$ |
| 300万 ~ 1,000万 | $0.5\% + 0.9\% \times (CA - 300万) / 700万$ |
| 1,000万 ~ 5,000万 | $1.4\% + 0.1\% \times (CA - 1,000万) / 4,000万$ |
| 5,000万超 | 1.5% |

③ CVAE 税収の配分

- ・企業が、複数のコミューンに施設又は3か月以上勤務する従業員を有する場合、CVAEの課税標準となる付加価値は、3分の1はCFEの不動産賃貸価値により、残りの3分の2は従業員数により、コミューン間で配分される。
- ・国は、各コミューンに配分された付加価値に応じてCVAEを徴収し、各企業の付加価値の1.5%に満たない税額控除分を補償した上で、徴収した税収をコミューン及びその属するコミューン連合、県、州に配分する。配分割合はコミューン部門26.5%、県48.5%、州25%。

④ ネットワーク企業一括税 (IFER) の創設

- ・職業税改革により、負担の減少が著しいエネルギー、鉄道、電気通信といった部門の企業に対して、負担減による税収減の影響を緩和するために、ネットワーク企業一括税 (IFER) を創設する。例えば、火力発電所や原子力発電所の場合、発電設備出力1メガワット当たり2,913ユーロが課せられる。税収は、産業部門ごとに一定の比率で、コミュニ

(54) Bouvier, *op.cit.*(28), p.66.

(55) ①前年のCFEの全国平均税率の2倍を超えてはならない、②CFE税率の増加率は当該自治体の住居税の増加率又はCFE以外の主要3税（住居税、既建築不動産税、未建築不動産税）を加算平均した増加率のどちらか少ない方を超過してはならない、③当年のCFE税率が前年のCFEの全国平均税率よりも低い場合等に、前年の全国平均CFE税率の5%を上限にCFE税率を増加させてもよい、等。Le ministre auprès du ministre de l'intérieur, de l'outre-mer, des collectivités territoriales et de l'immigration, chargé des collectivités territoriales, "Fixation des taux d'imposition des quatre taxes directes locales en 2012," 2012.3.26, pp.10, 16, 20. <http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/sections/les_collectivites_te/finances_locales/recettes_des_collect/fiscalite_locale/la_gestion_de_l_impo/circulaires_sur_le_v/circulaire_vote_des8511/downloadFile/file/Circulaire__Vote_des_taux_du_26_03_12.pdf?nocache=133310>

ン部門、県、州に配分される。

以上が職業税の廃止とこれに伴い創設された新税の概要である。新税のうち不動産賃貸価値を課税標準とする CFE の 2011 年税収は 63 億ユーロ、付加価値を課税標準とする CVAE の同年税収は 147 億ユーロであった（表 11）。CFE と CVAE を合わせた CET の税収（210 億ユーロ）の 7 割を、CVAE が占めている。職業税に代わる新税 CET は、付加価値を主たる課税標準とする税に生まれかわったといえよう。また、CVAE の税率を全国一律としたことも、大きな変更点である。政府の説明では、これにより、企業の税負担額を予見可能とするほか、財源の乏しい自治体にとって不利になる「租税競争」（自治体間で税率引下げを競うこと）を回避するとされている⁽⁵⁶⁾。

(4) 地方税の「特定化」(spécialisation)

職業税改革以前の地方主要 4 税は、その税収をコミューン部門、県、州で分け合っていた。

これを、各階層の自治体の責任明確化の観点から⁽⁵⁷⁾、県の住居税、未建築不動産税をコミューン部門の税に、州の既建築不動産税を県

の税に、州の未建築不動産税をコミューン部門の税とする地方間の税源移譲を行い、税ごとに課税客体と課税主体の関係を整理した（表 11）。

(5) 国から地方への税源移譲

職業税廃止に伴う地方の減収を補うため、国から地方への税源移譲が行われた。

2010 年末まで、有償不動産譲渡税 (DMTO) は不動産の売買価格の 1～3.6% が県税として、0.2% が国税として徴収されていた。この国税部分が、県の DMTO 税率に上乗せされ、県に移譲された⁽⁵⁸⁾。

このほか、保険契約特別税 (TASCA) (国税分) が県に、小売店舗税 (TASCOM) がコミューン部門に譲渡された。⁽⁵⁹⁾

(6) 国の地方税徴税手数料の引下げ

フランスでは、主要な地方税の徴税は国が行っている。住居税、既建築不動産税及び未建築不動産税の場合、2010 年までは税収の 3.4～8% の手数料を徴収していた（徴収部分に対して 0～4.4%、軽減措置及び不動産の非生産性の認定に対して 3.4～3.6%）。

2011 年から、この手数料が、徴収部分につい

表 11 2011 年の地方階層間の税源移譲

(単位：百万ユーロ)

| 2010 年税収 | 住居税 | 既建築不動産税 | 未建築不動産税 | 職業税 | 計 |
|----------|--------|---------|---------|--------|--------|
| コミューン部門 | 11,508 | 14,329 | 829 | 18,933 | 45,599 |
| 県 | 5,731 | 7,279 | 55 | 9,395 | 22,460 |
| 州 | - | 1,917 | 15 | 3,043 | 4,975 |
| 計 | 17,239 | 23,525 | 899 | 31,372 | 73,035 |



| 2011 年税収 | 住居税 | 既建築不動産税 | 未建築不動産税 | 地域経済税 (CET) | | ネットワーク企業 一括税 (IFER) | 計 |
|----------|--------|---------|---------|-----------------|-------------------|---------------------------|--------|
| | | | | 企業不動産税 (CFE) | 企業付加価値税 (CVAE) | | |
| コミューン部門 | 18,713 | 15,106 | 961 | 6,327 | 3,897 | 424 | 45,428 |
| 県 | ↑ - | 10,945 | ↑↑ - | - | 7,154 | 210 | 18,309 |
| 州 | - | ↑ - | ↑ - | - | 3,687 | 636 | 4,323 |
| 計 | 18,713 | 26,051 | 961 | 6,327 | 14,738 | 1,270 | 68,060 |

(注 1) 2010 年の職業税は、職業税廃止後の経過措置による補償額。

(注 2) ↑は税源が地方階層間で移譲されたことを示す。

(出典) Observatoire des finances locales, *Les finances des collectivités locales en 2012*, pp.136-137. より筆者作成。

(56) *op.cit.*(38), p.285.

(57) *op.cit.*(35), p.74.

(58) Bouvier, *op.cit.*(28), p.86.

(59) 以下(7)までの記述は、次の資料による。Observatoire des finances locales, *op.cit.*(3), pp.14, 15, 39, 43, 131 ; Observatoire des finances locales, *op.cit.*(53), pp.169-171.

ては0～1%に、軽減措置等については1～2%に料率が軽減され、合計すると、税収の1～3%に引き下げられた。

(7) 国の交付金と地方自治体各階層内での資金移転による財源保障措置

職業税の改革に係る地方自治体の財源補償を図るため、2011年から、職業税改革補償交付金(DCRTP)と財源個別保障全国基金(FNGIR)の2つの仕組みが設けられている。

DCRTPは、各自治体における2010年時点での職業税の税収相当額である「経過的補償金」(II-2-(3)参照)をはじめとする実際の収入(改革前の収入)と、2010年に地域経済税(CET)の税収など改革に伴う収入を得る場合の仮想的な収入(改革後の収入)の差を、コミューン部門、県、州の各階層において合算し(①減収となる自治体の減収額+②増収となる自治体の増収額)、改革後の収入が減少する場合には(すなわち①>②の場合)、2011年以降、当該階層全体に対してその減少分(前記①②の差額)を国の交付金により補償するものである。これにより、自治体各階層では、改革に伴い減収となる自治体の減収分を一部補償することが可能となる。

FNGIRは、DCRTPにより補償を受けた各自治体階層の内部において、改革後に増収となる自治体から当該増収分を徴収して、これを財源に用いて、減収となる自治体に対し、前記DCRTPでは補償しきれなかった減収分の補償を行うための基金である。

以上により、各自治体が、改革前後に同じ収入となるような制度が設けられた。この制度においては、2010年時点で改革前後を比較した結果生ずる自治体各層(コミューン部門、県、州)へのDCRTPによる交付金と、同時点でのFNGIRによる個別の自治体に係る徴収額/補償額は、基本的に固定され、2011年以降適用される。2011年には、DCRTPは34億ユーロ、

FNGIRは、コミューン部門間で約20億ユーロ、県間で約10億ユーロ、州間で約7億ユーロが計上された(パリ県や同県周辺のイル・ド・フランス州などが資金拠出)。

このような補償機能を設けることにより、職業税改革の自治体財政に対する影響はひとまず改革直後においては大きく顕在化しないこととなった。しかし、DCRTPとFNGIRは、自治体各階層への交付額と、個々の自治体に係る徴収額/補償額を固定するため、後年における自治体間の税収の成長格差を是正する機能は持っていない。こうした格差については、財政調整制度の強化により、対応が図られている。

以上、職業税の廃止に伴い、付随する改革として、前記(4)の税の特定化が行われたほか、地方自治体の減収を補うために、(5)税源移譲、(6)国の地方税徴収手数料の引下げ、(7)国の交付金と地方自治体各階層内での資金移転による財源保障措置、が実施された。

3 財政調整制度の強化

(1) 財政調整制度に関する憲法上の要請

財政調整の目的は、一定の物理的・財務的指標を用いて財源の再配分を行い、自治体間の財政格差を緩和することとされる。税源の偏在がある中で地方の権限強化は、財政調整を伴うことが必須である、との観点から、2003年3月28日に改正された憲法では、第72条の2(I-2-(4))において、自治体間の平等を促す財政調整の仕組みを法定することが規定された(第5項)。(60)

憲法第72条の2第5項の条文は、憲法改正案の議会における審議過程で、次のように修正された。すなわち、原案では同項は、「法律により、地方自治体間の財源の不平等を是正するため財政調整を実施可能な仕組みを運用する」との規定であったところ、「法律により、地方

(60) Observatoire des finances locales, *op.cit.*(3), p.164.

自治体間の平等を促すための財政調整の仕組みを規定する」と修正された(傍線は引用者)。原案が「財源の不平等の是正」と限定的に財政調整を捉えていたのに対して、修正後の現行条文は「地方自治体間の平等を促すための」措置といった、より広い観点から財政調整を規定している。自治体の財源のみならず、当該自治体の責務の重さや地理的形状などに起因する、あらゆる性質の不平等(格差)が是正の対象とされる⁽⁶¹⁾。なお、ここでいう「財政調整」は、垂直的調整、水平的調整など、いずれかの方式に限定されるものではない。

他方、財政調整は、地方自治体の「自由」と「平等」について、その相互の対立を緩和するメカニズムであるとも考えることもできる⁽⁶²⁾。憲法院は、水平的財政調整制度の一つである「イル・ド・フランス州コミュン連帯基金」(FSRIF)⁽⁶³⁾に係る1991年5月6日の判決(n° 91-291 DC)で、財政調整のための財源徴収は、徴収を受ける自治体の自由な行政を侵害してはならない、と指摘している。この判決はFSRIFについては、財政調整のための財源徴収の対象となる自治体の基準が明確であり、徴収額が当該自治体の経

常歳出の5%を超えないとされていることなどを理由に、「自由な行政を侵害しない」という要件を満たしている、と述べている⁽⁶⁴⁾。すなわち、「自由」と「平等」の対立を緩和するという財政調整のメカニズムから、水平的財政調整制度における徴収額の水準は穏当なものであることが求められる⁽⁶⁵⁾。

このように、憲法第72条第3項⁽⁶⁶⁾及び2003年に新設された第72条の2第1項(I-2-(4))に規定されている自治体の自由な行政・財源使用を保障しつつ、自治体間の平等を促すことが、第72条の2第5項に規定されるフランスの財政調整制度に対する憲法上の要請である。

財政調整は、各地方自治体の選択から独立した事象や、歴史的要因に起因する財源の格差を調整の対象とするものであり、各地方自治体のダイナミックな発展への誘因を保持しつつ、構造的に不利な地方自治体を支援するメカニズムとされる。⁽⁶⁷⁾

(2) 垂直的財政調整制度の動向

前述のとおり、2003年の憲法改正で財政調整の強化が規定されたことを受けて、2004年予算

(61) “Assemblée nationale N° 376 (Douzième législature), Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l’administration générale de la République sur : le projet de loi constitutionnelle (N° 369), adopté par le Sénat, relatif à l’organisation décentralisée de la République ; la proposition de loi constitutionnelle (N° 249) de M. Hervé Morin et plusieurs de ses collègues, relative à l’exercice des libertés locales,” 2002.11.13, pp.27, 59. <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r0376.pdf>>

(62) “Assemblée nationale, N° 377 (Douzième législature), Avis présenté au nom de la commission des finances, de l’économie générale et du plan sur le projet de loi constitutionnelle, adopté par le Sénat (n° 369), relatif à l’organisation décentralisée de la République, par M. Pierre Méhaignerie,” 2002.11.13, p.47. <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r0377.pdf>>

(63) イル・ド・フランス州内のコミュン間の格差を是正するために設けられた水平的財政調整制度。Bouvier, *op.cit.*(28), pp.98-100.

(64) 同判決の判決理由31及び32参照。Décision n° 91-291 DC du 06 mai 1991: Loi instituant une dotation de solidarité urbaine et un fonds de solidarité des communes de la région d’Ile-de-France, réformant la dotation globale de fonctionnement des communes et des départements et modifiant le code des communes. <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/1991/91-291-dc/decision-n-91-291-dc-du-06-mai-1991.8760.html>>

(65) *op.cit.*(62)

(66) 憲法第72条第3項「地方自治体は、法律が定める要件に従い、選挙された議員からなる議会により、自由な行政を行い、その権限行使のための行政立法権を有する。」

(67) Observatoire des finances locales, *op.cit.*(3), p.164.

法及び2005年予算法の改革によって、経常総合交付金(DGF)の財政調整機能の強化が図られた。DGFは、人口、面積、前年度交付額などを基準に各自治体への配分を行う「概算交付金」と、財政調整機能を担う「平衡化交付金」等から構成される。概算交付金は、かつて地方自治体が得ていた地方税収の廃止や軽減にともなう減収を国が補償するという趣旨を引き継いでいるが、この改革により、自治体各階層における概算交付金の増加率の上限をDGF総額の増加率よりも低く抑えることとなった⁽⁶⁸⁾。DGF総額のうち平衡化交付金(財政調整部分)に充てられる割合は、2004年の12.3%から2011年には17.1%となった⁽⁶⁹⁾。しかしながら、依然として、DGFの財政調整部分の割合は小さく、財政調整の効果は十分でないとの指摘がある⁽⁷⁰⁾。

さらに2011年以降は、国の予算の支出抑制に伴い、DGF総額も抑制されている。2011年予算及び2012年予算では、概算交付金の凍結や交付金総枠内の他の交付金の減額により財源を捻出し、DGFの財政調整部分を若干増額している⁽⁷¹⁾。

(3) 水平的財政調整制度の進展

職業税の改革に伴う地方間格差の拡大に対応するため、新たな水平的財政調整制度が導入されている。水平的財政調整は、国から地方への財政支出を伴わず、地方自治体の各階層内で資金の移転が行われる。このため、憲法及び法律により下限が定められている地方自治体各階層の自主財源比率(I-2-(4))に影響を及ぼすことはない。

(i) 州向け、県向け企業付加価値税(CVAE) 全国財政調整基金

2010年予算法、2011年予算法の規定により、CVAE税収に係る州間、県間の水平的財政調整が「CVAE全国財政調整基金」により、2013年から実施されることとなっている。

CVAE全国財政調整基金の原資は次のとおりである。住民1人当たり潜在的財政力(主要な地方税の課税ベース×平均税率+経常総合交付金(DGF)の概算交付金)が全国平均を上回る県及び州において、当該自治体のCVAE税収のうち、2011年から当該年の前年までのCVAEの全国平均増収率を上回る増収分の50%が、当該年の基金の原資に充てられる。

配分は、需要面、財源面を半分ずつ考慮して実施される。需要面では、県においては、同基金の①6分の1を人口、②6分の1を最低所得保障制度の受給者及び75歳以上の人口、③6分の1を県道の総延長、に応じて配分する。

残る2分の1は財源面を考慮し、県については住民1人当たり潜在的財政力が平均未満の県が、州については住民1人当たり潜在的財政力が平均の85%未満の州が、配分対象となる。その上で、当該県及び州の潜在的財政力の全国平均からの乖離に応じて配分を行う(2011年予算法第124条)。

2011年予算法案の当初政府案では、ある年のCVAE全国財政調整基金の原資は、各自治体における2011年から当該年の前年までのCVAEの増収分の50%とされていた。これが下院議会での審議において、「CVAEの全国平均増収率

(68) 青木 前掲注(10), pp.146-150 ; *op.cit.*(13), p.120.

(69) *ibid.*(13), p.123.

(70) 国からの交付金によって、自治体間の「購買力」(住民1人当たり潜在的課税力(=主要な地方税の平均税率×課税ベース) / 住民1人当たり財政需要)の格差が、コミューンでは2001年に39.2%改善されたのに対して、2006年の改善は36.9%にとどまっている。同様に県の購買力格差の改善も進んでいない、とされる(2001年の50.6%の改善に対し、2006年の改善は47.7%)。なお、格差の改善は、ジニ係数(0から1の値をとり1に近いほど格差が大きい)の減少の度合いで計っている。Alain Guengant et Guy Gilbert, "Indicateurs de performance de la péréquation entre collectivités territoriales : actualisation 2002-2006," pp.3, 7. <<http://www.senat.fr/rap/r08-556/r08-556-annexe-6.pdf>>

(71) Observatoire des finances locales, *op.cit.*(3), p.149 ; Observatoire des finances locales, *op.cit.*(53), p.201.

を上回る増収分の50%」と下線部分が追加され、当初案よりも原資に充てる部分が縮小するように修正され、法律として確定した。修正の理由として、原案では、①ある団体で実質的なCVAE 税収が不変であったとしても、物価上昇分だけ名目税収が増えれば、当該団体はその増収分の半分を基金に拠出しなければならず、実質的に財源が減少してしまうこと、②県及び州のCVAE 増収や企業誘致の誘因を阻害すること、といった点が挙げられた⁽⁷²⁾。本修正に対しては、当基金の原資が大幅に制約されることになる、との批判もなされている⁽⁷³⁾。

(ii) 県向け有償不動産譲渡税 (DMTO) 全国財政調整基金

有償不動産譲渡税 (DMTO) は、地方税の主要4税 (I -2-(3)) ではないが、2011年には県税収の21%に当たる88億ユーロの税収を計上

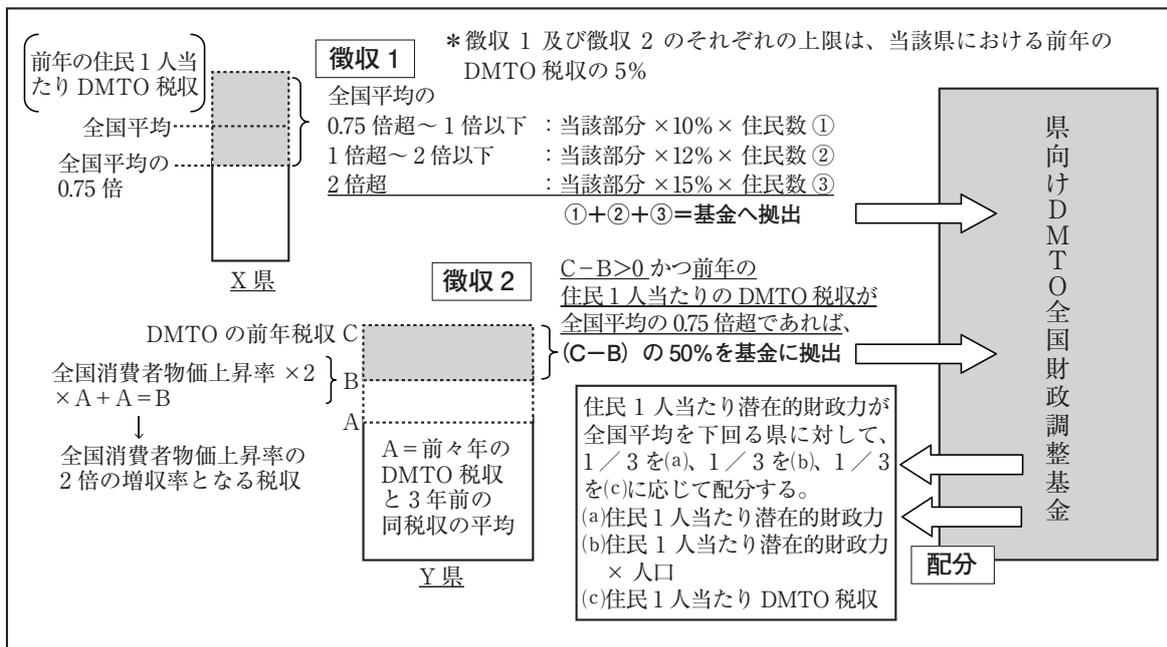
しており、県にとっての主要税目の一つである。他方、この税の税源は、地域間の偏在性が大きく、住民1人当たり税収が最小の県と最大の県とでは、10倍以上の格差がある (2008年)⁽⁷⁴⁾。さらに、DMTOは、かつて国税として徴収している部分があったが (税率0.2%分)、この国税分の県への移譲が2011年から実施されている (II -2-(5))。

以上の背景から、2010年予算法、2011年予算法において、有償不動産譲渡税 (DMTO) に係る県間の水平的財政調整を行うための基金「県向けDMTO全国財政調整基金」が設けられ、2011年から財政調整が実施されている。

この基金の原資は次のとおりである。

- ① 前年の住民1人当たりのDMTO税収が全国平均の0.75倍を上回る県からの徴収 (図3「徴収1」)
- ② a) 前年の住民1人当たりのDMTO税収

図3 県向けDMTO全国財政調整基金による財政調整



(出典) 筆者作成。

(72) “Assemblée nationale N° 2857 (Treizième législature), Rapport fait au nom de la commission des finances, de l’économie générale et du contrôle budgétaire sur le projet de loi de finances pour 2011 (n° 2824), tome III par M. Gilles Carrez,” 2010.10.14, pp.233, 235, 236. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r2857-tIII.pdf>>

(73) *op.cit.*(35), p.88.

(74) “Sénat N° 111 (2010-2011), Rapport général fait au nom de la commission des finances sur le projet de loi de finances pour 2011, adopté par l’Assemblée nationale, par M. Philippe Marini, tome III, volume 1,” 2010.11.18, p.221. <<http://www.senat.fr/rap/l10-111-3-1/l10-111-3-11.pdf>>

が全国平均の0.75倍を上回り、かつ、b) DMTO 税収の増収率が全国消費者物価上昇率の2倍を超える県における、b) の超過分の50% (図3「徴収2」)

配分は、住民1人当たり潜在的財政力が全国平均を下回る県に対して、(a)住民1人当たり潜在的財政力、(b)住民1人当たり潜在的財政力×人口、(c)住民1人当たりDMTO 税収、に応じて行われる⁽⁷⁵⁾ (図3「配分」)。

2011年の県向けDMTO 財政調整には、同年のDMTO 税収の5%に当たる4.4億ユーロが充てられている⁽⁷⁶⁾。

(iii) コミューン連合及びコミューン向け全国財源調整基金 (FPIC)

自治体間の税源の格差は、州、県と比較して特にコミューンにおいて著しく、コミューン部門向け財政調整強化の必要性が指摘されてきた⁽⁷⁷⁾。

こうした指摘を受けて、2011年予算法では、2012年までに、「コミューン連合及びコミュニ

ン向け全国財源調整基金」(FPIC) を設けることが規定された。これは、従前から一部地域で実施されている水平的財政調整制度(イル・ド・フランス州コミューン連帯基金など)とは別個の制度を設けるものである。この規定を受けて、2012年予算法では、次のとおり制度が定められた⁽⁷⁸⁾。

当該基金の財源規模は、2012年の1億5,000万ユーロから毎年徐々に規模を拡大し、2015年には7億8,000万ユーロとなる。また、2016年以降は、同基金の財源は、コミューン部門の税収の2%とされた(約10億ユーロ)。

新たに設けられる基金に対しては、当該団体の税収の10%を上限に、コミューン連合及び単独のコミューンのうち、住民1人当たり⁽⁷⁹⁾潜在的財政力が全国平均の0.9倍を超える団体が資金を拠出する(図4「徴収」)。

配分については、「住民1人当たり潜在的財政力の低さ」(2割)と「住民1人当たり歳入の低さ」(6割)に「徴税努力⁽⁸⁰⁾の高さ」(2割)

(75) 2011年予算法第123条参照。なお、計算方法の詳細については、内務省の通達により示されている。Le ministre, auprès du ministre de l'intérieur, de l'outre-mer, des collectivités territoriales et de l'immigration, chargé des collectivités territoriales, "Répartition au titre de l'exercice 2012 du Fonds national de péréquation des droits de mutation à titre onéreux perçus par les départements," 2012.4.27. <http://circulaire.legifrance.gouv.fr/pdf/2012/05/cir_35254.pdf>

(76) Observatoire des finances locales, *op.cit.*(3), p.39.

(77) 2007年の住民1人当たり潜在的課税力(主要地方税の課税ベース×平均税率)が最小の自治体と最大の自治体の格差が、県で4倍程度、州で2倍程度であるのに対して、コミューンでは1,000倍にも達するともいわれている。"Sénat N° 107 (2011-2012), Rapport général fait au nom de la commission des finances sur le projet de loi de finances pour 2012, adopté par l'Assemblée nationale, par Mme Nicole Bricq, tome III, annexe N° 23, relations avec les collectivités territoriales, compte de concours financier: avances aux collectivités territoriales," 2011.11.17, p.21; *op.cit.*(72), p.238.

(78) Association des Maires de France, "La création, à compter de 2012, du fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales (FPIC)," 2012.1.10, pp.1, 2, 10, 23, 24. <<http://www.maires-isere.fr/lettre/N%C2%B02012/AMF%20FPIC.pdf>>

(79) この計算で用いられる住民数は、人口に応じて1~2の間に決まる係数で補正される(各団体、全国平均とも)。人口7,500人以下は1、人口50万人超は2、人口7,501人~50万人は、2012年の場合、 $1 + \{0.54827305 \times \log(\text{人口} \div 7,500)\}$ により算出。Le ministre auprès du ministre de l'intérieur, de l'outre-mer, des collectivités territoriales et de l'immigration, chargé des collectivités territoriales, "Circulaire de répartition au titre de l'exercice 2012 du fonds national de péréquation des ressources intercommunales et communales (FPIC): notification aux communes isolées et présentation des modalités de calcul de la répartition au sein des ensembles intercommunaux," 2012.4.30, p.10. <http://circulaire.legifrance.gouv.fr/pdf/2012/05/cir_35242.pdf>

(80) 徴税努力は、実際の税収÷潜在的課税力により計算される(潜在的課税力=課税ベース×平均税率)。

が加味される「総合指数」に応じて、配分先団体の範囲が確定され⁽⁸¹⁾、配分額の多寡は総合指数に加えて人口も勘案の上決定される（図4「配分」）。

本制度（FPIC）は、財政調整に充てられる財源規模が、2016年以降においてコミューン部門の税収の2%と、規模としては小さい。しかし、自治体間の格差が大きいコミューン部門において、①どの程度、格差是正に効果があるのか、②今後、コミューン部門税収の2%を超えて、さらに財源規模が大きくなっていくのか、といった点が注目される。

4 職業税改革の影響

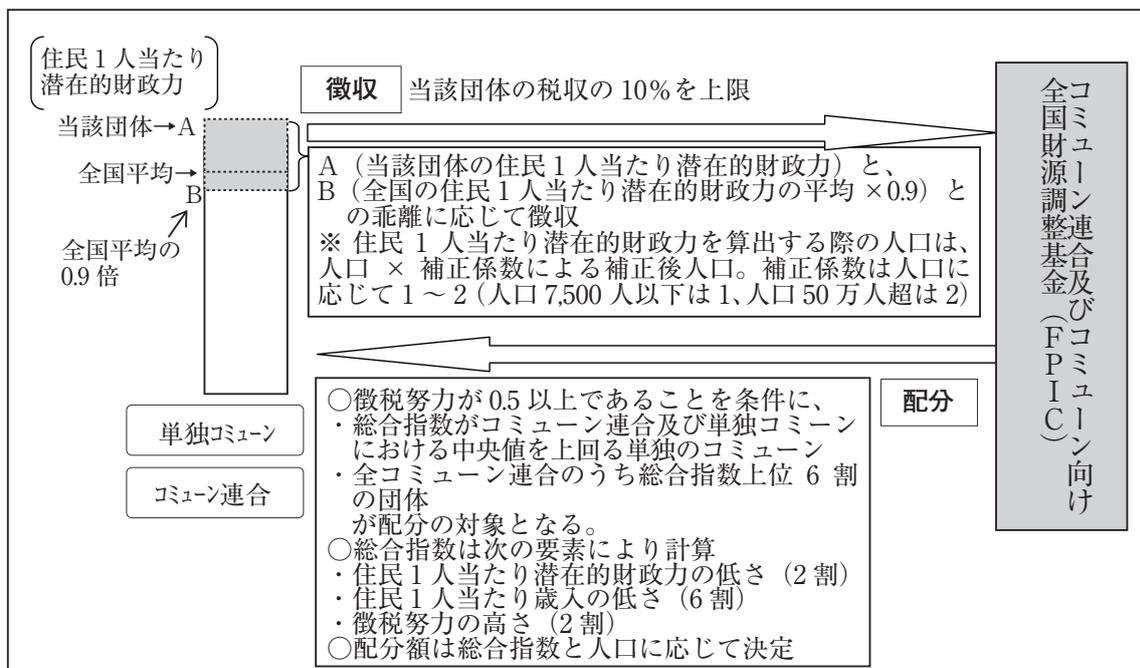
2012年6月に、職業税改革の影響に関する上院議員調査団が、上院議会に最終報告書を提出した。同報告書によると、職業税改革の影響は次のとおりである。

企業部門は75億～82億ユーロの税負担減となった。他方、国は地方に対する減収補償などにより2010年に78億ユーロ、2011年に48億

ユーロ、2012年に44億ユーロの負担増となる。

地方自治体に対する影響は、2010年の改革直後では限定的なものにとどまる。上述のとおり、職業税改革補償交付金（DCRTP）による国からの交付金と、財源個別保障全国基金（FNGIR）によるコミューン部門、県、州の各階層内における調整により、各自治体の改革前後の収入を不変に保つ仕組みが設けられた。しかし、この調整額は、基本的には2010年時点の額が固定され、2011年から適用されるため、2011年以降は、課税ベースの成長の差によって、地方間の格差が拡大することが予想されている。職業税は、パリ周辺のイル・ド・フランス州に全国の13.3%の課税ベースが存在していたが、新税の企業付加価値税（CVAE）の課税ベースは同州に32.8%が集中しているという。地方関係団体の一つである「フランス州連合」によると、CVAEについて、2011年から2012年にかけて、フランス全土で3%の課税ベースの成長があった場合、同税収は、イル・ド・フランス州では、6.1%の増収が見込まれるのに対して、イギリス

図4 コミューン連合及びコミューン向け全国財源調整基金（FPIC）による財政調整



（出典）筆者作成。

(81) 徴税努力が0.5以上であることを条件に、総合指数が上位6割にあるコミューン連合と、総合指数がコミューン連合及び単独コミューンにおける中央値を上回る単独のコミューンが、配分対象となる。

海峡に面したバス・ノルマンディ州では、1.5%の増収にとどまるとみられている。上述の水平的財政調整制度（本章3(3)）は、こうした地域ごとの増収の格差に起因する格差拡大に対応するための制度と位置づけられる。⁽⁸²⁾

おわりに

フランス憲法における財政自主権の原則は、法律が定める条件等における、①地方自治体の自由な財源使用、②課税標準と税率の決定に係る課税自主権、③税収等の自主財源が地方自治体の各階層の財源の決定的な割合を占めることとする自主財源中心原則、④地方への権限委譲や地方の権限新設等に伴う地方への財源移譲、⑤財政調整の制度化、であった。

今般の職業税改革により、新設された地域経済税（CET）に関しては、全国一律の税率となる企業付加価値税（CVAE）がCETの税収の7割を占めるなど、課税自主権の原則（②）は後退したといえる。これは、企業の立地にかかわらずその税負担の予見可能性を確保するとともに、自治体間で税率引下げを競う租税競争を回避するという趣旨によるものである。

次に、企業負担軽減に伴う地方税減収の補償については、権限委譲等に伴う財源移譲の原則（④）と同様の対応がとられた。すなわち、今回の改正では、税源移譲、交付金、国の徴税手数料引下げによって地方税の減収が補償された。

新税であるCVAEや地方に移譲された有償不動産譲渡税（DMTO）の税源の地域的な偏在に対しては、財政調整（⑤）により対応が図られた。財政調整制度の財源の9割は、国からの経常総合交付金（DGF）を中心とする垂直的財

政調整によるものである。国の厳しい財政制約下において、DGFの財政調整に係る予算は微増にとどまっており、主たる対応は、水平的財政調整制度の新設によるものとなっている。水平的財政調整は、地方自治体の同じ階層内で資金を移転するものであるため、地方の自主財源比率に影響を与えるものではない。この点では、地方自治体階層内における自主財源中心原則（③）に反しない制度となっている。

他方、水平的財政調整の導入は、地方自治体の自由な財源使用の原則（①）との抵触を避けるために、財源に富む自治体からの拠出が「とり過ぎ」にならないよう抑制するなど、慎重に進められている。それでも、財政調整制度全体における水平的財政調整制度の財源が占める割合は、2012年の1割から、2015年には2割程度に達する見込みである。

以上のとおりフランスでは、財政自主権に関して相互に作用しあう憲法諸原則の関係を背景に、それらをどう調和させるか、試行錯誤が今後も続いていくように思われる。

我が国では、法人事業税（道府県税）の税収の地域的偏在性に対応して、2008年度税制改正により、同税から税収の2分の1程度を分離して地方法人特別税（国税）として徴収し、地方法人特別譲与税として、各都道府県の人口及び従業者数に応じて配分を行っている。この措置については、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」⁽⁸³⁾とされている。法人事業税に関しては、税収の地域的偏在性のほかに、資本金1億円超の法人に対して企業所得、付加価値及び資本金額に応じた外形標準課税を課していることの是非や⁽⁸⁴⁾、

(82) *op.cit.*(35), pp.17, 45-46, 83-84.

(83) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第7条第5号。

(84) 田近栄治「日本の法人税をどう設計するか—課税ベースの選択と国際化への対応—」『フィナンシャル・レビュー』102号, 2011.1, pp.109-110.

地方税法で認められた裁量（課税免除、不均一課税）に基づく税率引下げが行われる租税競争への対応⁽⁸⁵⁾が、論点として指摘されている。

今般のフランスの職業税改革は、新税の企業付加価値税（CVAE）の課税標準として企業の付加価値を採用しその税率を全国一律としたこと、あるいは、新税導入に伴う自治体間の格差

是正のために水平的財政調整制度を拡充したことなど新たな取組が見られ、我が国の地方法人課税や地方税財政の在り方を考えるに当たり、参考となる点があるように思われる。

（まつうら しげる）

(85) 深澤映司「我が国の地方法人課税をめぐる租税競争—法人事業税を対象とした現状分析—」『レファレンス』703号, 2009.8, pp.67-69.